

令和 3 年 9 月例会次第（令和 3 年 9 月 25 日開催）

1、会長挨拶

2、新型コロナワクチンの状況について(行政よりの説明)

3、報告事項

【会員の状況】 令和 3 年 8 月

(1) 会員の状況

A会員： 142 名、 B会員 169 名、 合計： 311 名

(2) 会員病院の名称変更

社会医療法人 草津総合病院 → 社会医療法人 淡海医療センター 10/1 付

(3) B 会員の退会

森河内 豊 先生 草津総合病院 6/30 付

【総 務 部】

[総 務]

(1) 同和問題の解消及び「同和問題啓発強調月間」への協力について

滋賀県では、毎年 9 月を「同和問題啓発強調期間」と定め、同和問題についての理解と認識を深め、差別問題をはじめとするあらゆる差別の解消をはかるため、集中的に啓発に取り組んでいます。

わたしたちは、「かけがえのない人間として、幸せになりたい」という願いをもって生きています。すべての国民は、この願いを実現するための権利が保障されています。

しかし、現実には、この権利の保障もなく、長い差別の歴史を背負って生きている人々がいます。同和問題はこの最たるものであり、現在でも、土地差別、インターネット上の掲示板や SNS などで差別的な内容の書き込みなど、様々な人権問題が深刻化している状況です。

同和問題啓発強調月間を契機に、改めて「同和問題」を考えてみませんか。

人権尊重の精神を生活に生かし、差別のない明るい社会の実現のために、一層のご協力をお願いします。

(2) 令和 3 年度版 滋賀県医師会会員名簿について

標記会員名簿（令和 3 年 8 月 1 日現在）を作成しましたので、名簿に氏名掲載の会員については地域医師会を通じて配布いたします。病院所属の会員については本会から病院宛に直送いたします。

なお、本名簿の発行に際し個人情報保護を遵守し、会員氏名および医療機関の情報については承諾のあった項目のみを掲載することとしております。利用目的等をご理解のうえ、名簿の取扱いには十分にご配慮をいただきますとともに、旧名簿の処分等につきましても適切に対応くださいますようお願い申し上げます。

1. 会員名簿の利用目的について

- ・診療所、病院、その他関係する機関等との連携、連絡、調整等
- ・災害その他緊急時における連絡または安否確認等
- ・その他、本会の目的を達成するために必要な事業運営

2. 名簿の配布先について

- ・会員名簿への掲載を了承いただいた会員、名簿発行以降に本会へ入会した会員
- ・本名簿に掲載する関係官公庁、日本医師会、各都道府県医師会、県内医療関係団体等

3. 名簿の管理について

- ・本名簿の譲渡、閲覧、貸出、複写などを禁止いたします。
- ・紛失しないように適正に管理してください。
- ・名簿を破棄する場合は情報漏洩防止のため適切に処理していただくようお願いします。

(3) 令和4年版医師日記(手帳)の申込みについて

例年のとおり日本医師会から医師日記の斡旋案内があったので、必要な会員は下記により各地域医師会事務局まで申込みいただきたい。

1. 体裁 前年度と同様 95×160 mm 羊皮スウェード(薄浅葱色) 透明カバー付
2. 価格 1冊 2,200円(今回の申込み以降個人で申請の場合は2,400円)
3. 申込 各地域医師会事務局へ現金を添えて申込み
(申込締切は9月30日。草津栗東医師会事務局までお知らせください。)
4. 配布予定 令和3年12月中旬

(4) 第220回臨時時代議員会・表彰式・受章者顕彰会について

- ・第220回臨時時代議員会 → 開催せず書面決議による方法を取る
- ・表彰式 → 開催せず被表彰者に表彰状と記念品を送付する
- ・受章者顕彰会 → 開催せず受章者に記念品を送付する

※12月9日(木)に開催を予定していた第220回臨時時代議員会を書面開催とし、
滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議とする。(開催方法は未定)

(5) 新型コロナウイルス感染症自宅療養者への抗体カクテル療法の実施について

(総務資料1)p.1

(6) 宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の費用請求方法について

(総務資料2)p.14

(7) 第37回滋賀医学会総会の開催について

(総務資料3)p.24

と き 令和3年11月13日(土) 14:30~18:00

ところ 琵琶湖ホテル 瑠璃(Web配信会場)

テーマ 糖尿病診療の新展開

※現時点では会場参加とWeb参加のハイブリッドを想定

(8) 季節性インフルエンザワクチンの供給について

(総務資料4)p.25

(9) 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に関する申請書の提出期限について(再周知)

(総務資料5)p.33

(10) 滋賀県看護協会からの研修会の案内について [滋賀県看護協会] (総務資料6)p.36

①令和3年度診療所・病院の外来で働く看護職のための認知症対応力向上研修

②地域看護力向上研修会「診療所だからこその強みを活かした看護実践」

(11) 令和3年度アルコール健康障害対応研修の開催について

[滋賀県立精神医療センター]

(総務資料7)p.40

と き 令和3年10月24日(日) 13:00~16:00

ところ 滋賀県立総合病院 研究所講堂

内 容 1. 講演「飲酒問題を抱える方の生活習慣病リスクと地域の医療機関の連携」

講師 独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター

臨床研究部部長 医師 横山 顕 氏

2. 好連携事例報告、質疑応答

(12) 新型コロナウイルス感染症のクラスターの大規模化を抑止するための各種検査事業に対するご協力について

①幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校および保育園における抗原簡易キットによる検査 [県教育委員会、市町教育委員会等] (総務資料 8)p.43

※検査対象は感冒様症状（発熱、せき、のどの痛み等）のある教職員、やむを得ない場合の小学校4年生以上の児童・生徒

→児童・生徒の検査結果が陽性であった場合、診断の上「新型コロナウイルス感染症 発生届」等をすみやかに記載し保健所へ提出する必要があるため、まずは学校医をされている先生方に学校から医療機関受診相談体制の確保についての相談があると思われます。ご対応をお願いします。

②新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス（EBS）事業におけるPCR検査キットによる検査 [滋賀県感染症対策課] (総務資料 9)p.47

※県内の高齢者施設、障害者施設、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等、幼稚園、保育園関連施設に属する施設職員、利用者、児童、生徒、園児が検査対象で、施設や学校等において、一定割合の感冒様症状者が出た場合に実施する。

→PCR検査の結果が陽性であった場合、①と同様にすみやかに診断の上「発生届」等を保健所へ提出する必要がある。8月末に県が実施した「電話診療等の可否についての事前アンケート」で『対応可能』と回答された診療・検査医療機関の中から県のEBS検査総合窓口が抽出して受診先を陽性者に案内することになります。陽性者から電話等診療依頼がありましたらご対応をお願いします。

(13) 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場従事者への感染症対策の徹底について (総務資料 10)p.49

(14) かかりつけ医うつ病対応力向上研修会の開催について (総務資料 11)p.54

(15) 滋賀県小児在宅医療体制整備事業 座学・実技研修会のご案内 (総務資料 12)p.57

(16) 令和3年度 日本医師会 死亡時画像診断（Ai）研修会の開催について (総務資料 13)p.60

(17) 令和3年度複十字シール運動へのご協力について(お願い) (総務資料 14)p.63

(18) 滋賀医大 病診連携の推進に係る意見交換会の参加について
事務局にて取り纏めています。参加される先生は9月28日までに事務局へお知らせください。

(19) 滋賀県医師会 医療従事者表彰候補者の推薦について
事務局にて取り纏めています。推薦される先生は10月8日までに事務局へお知らせください

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 177 PTP シートの誤飲(第3報)」について
医療安全情報 No. 57(2011年8月)および医療安全情報 No. 82(2013年9月)で取り上げられたPTPシートを誤飲した事例について、その後、類似の事例が52件報告され、うち32件は看護師がPTP

シートのまま患者に渡した事例であった。(集計期間：2016年7月1日～2021年6月30日)

事例が発生した医療機関の取り組み等について、以下のとおりお知らせするので、同様の事例の再発防止に取り組んでいただきたい。

〔事例が発生した医療機関の取り組み〕

- ・切り離れた PTP シートは誤飲の危険性があることを院内で周知する。
- ・看護師は、薬剤を PTP シートから取り出して患者に渡す。

〔取り組みのポイント〕

- ・PTP シートの誤飲は、年齢や認知機能にかかわらず発生している。

☆詳細は、日本医療機能評価機構 HP「医療事故情報収集等事業」を参照

<http://www.med-safe.jp/>

(2) 医療事故の再発防止に向けた提言 第 14 号の公表について

今般、日本医療安全調査機構より医療事故の再発防止に向けた提言として、下記についての死亡事例の分析が公表されたので、同様の事例の再発防止および発生の未然防止のため活用されたい。

第 14 号：カテーテルアブレーションに係る死亡事例の分析

URL <https://www.medsafe.or.jp/modules/advocacy/>

【保 険 部】

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 59)

【日医常任理事通知 (保 143)】

(県医師会報 9 月号の 68 ページに掲載済)

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 56～58)

【日医常任理事通知 (保 138)】

(県医師会報 9 月号の 69～71 ページに掲載済)

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 55)

【日医常任理事通知 (保 137)】

(県医師会報 9 月号の 71 ページに掲載済)

※日医ホームページ「新型コロナウイルス感染症 都道府県医師会宛て通知 (日本医師会)」のコーナーに掲載済

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

(4) 疑義解釈資料 (その 75) について 【日医常任理事通知 (保 167)】

※新型コロナウイルス抗原検出関係

(5) 使用薬剤の薬価 (薬価基準) 等の一部改正等について 【日医発第 421 号 (保 135)】

(県医師会報 9 月号の 71～76 ページに掲載済)

(6) 抗 CGRP 受容体抗体製剤 (アイモビーグ皮下注)、抗 CGRP 抗体製剤 (アジョビ皮下注) 及びテセルパツレブ製剤 (デリタクト注) に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について 【日医発第 422 号 (地 257) (保 136)】

(県医師会報 9 月号の 76～78 ページに掲載済)

(7) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第 463 号 (保 152)】

(新たに保険適用が認められた検査 ー令和 3 年 8 月 25 日適用ー)

(県医師会報 10 月号に掲載予定) (日医雑誌 11 月号にも掲載予定)

(8) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第 475 号（保 159）】

（新たに保険適用が認められた検査 ー令和 3 年 9 月 1 日適用ー）

（県医師会報 10 月号に掲載予定）（日医雑誌 11 月号にも掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済
<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

(9) 医療機器の保険適用について（9 月 1 日保険適用分）及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第 474 号（保 158）】【日医事務連絡（保 160）】

(10) 令和 3 年 9 月 30 日付けで廃止となる経過措置医薬品について

（関連記事は県医師会報 9 月号 81 ページを参照）

（廃止となる経過措置医薬品の詳細は社保支払基金ホームページ参照）

https://www.ssk.or.jp/shinryohoshu/keikasochi/shinsajoho_01.html

(11) 診療報酬請求書（10 月提出分）の受付期間について

（県医師会報 9 月号 81 ページに掲載済）

(12) 支払基金・国保連合会からのレセプト提出に関するお願いについて

（県医師会報 9 月号 81 ページを参照）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、各医療機関におけるレセプト提出については郵便あるいは宅配による提出方法にご協力いただきたい。
（なお、本件はあくまでも郵送等による提出に係る協力依頼という位置づけですので、医療機関の方が支払基金・国保連合会へご持参された場合は、適切に対応されます）

(13) 電子レセプトへの「枝番」の記録について

（県医師会報 9 月号 90 ページを参照）

- ・ 令和 2 年 10 月以降に新規発行された被保険者証には、記号・番号とは別に「枝番」が記載されている。
- ・ 令和 3 年 9 月以降に、「枝番」が記載された被保険者証によって患者が受診した場合、電子レセプトへの記録が必要。
- ・ お使いのレセコンが「枝番」の入力に対応するための改修等が完了していない場合には、「枝番」の記録は不要。

なお、「枝番」が記録されていない電子レセプトについては、審査支払機関において、受付後にレセプトに記録された患者の情報とオンライン資格確認システムに登録された情報を突合し、確認ができた場合、「枝番」を補記したうえで保険者等へ送付される。

(14) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について（出産育児一時金等の支給総額等について）

【日医常任理事通知（保 121）】

（県医師会報 9 月号の 78 ページに掲載済）

(15) 患者の疾病又は負傷が第三者行為によって生じたと認められる場合における診療報酬明細書等の記載等について

【日医常任理事通知（保 131）】

（県医師会報 9 月号の 78～79 ページに掲載済）

- (16) 労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について
【日医常任理事通知（保 130）】
（県医師会報 9 月号の 79 ページに掲載済）
- (17) オンライン請求医療機関に対する紙媒体による返戻の廃止について
【日医常任理事通知（保 128）】
（県医師会報 9 月号の 79～80 ページに掲載済）
- (18) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求方法について
（県医師会報 9 月号の 107～113 ページを参照）

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

下記ホームページ等で情報提供が行われている。

【新型コロナウイルス関連感染症（日本医師会）（随時更新）】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

【新型コロナウイルス関連感染症（滋賀県医師会）（随時更新）】

<http://www.shiga.med.or.jp/update-information>

【医療関係通知（厚生労働省）（随時更新）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/

【医療関係通知（滋賀県）（随時更新）】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuu/hukushi/>

【小児保健部】

[学校保健]

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

下記ホームページ等で情報提供が行われているので、ご確認願いたい。

【滋賀県教育委員会】※随時更新

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/hokentaiiku/ankenkyusyoku/hoken/310418.html>

①学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン

（令和3年5月25日一部改定）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/hodo/oshirase/318946.html>

【文部科学省】※随時更新

○幼小中高・特別支援学校に関する情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html#a006

(2) 公益財団法人日本学校保健会が実施する YouTube セミナーについて

この度、文部科学省より発出された「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第 1 版）」を含めた学校における新型コロナウイルス

感染症予防と対策について、学校関係者・保護者への周知と理解を深め、具体的な行動様式の改善に資することを目的に、標記セミナーが開催されました。このセミナーは、どなたでもご覧いただける配信方法となっておりますが、現時点では閲覧期間を設けていないものの、事前予告なしで公開終了となる可能性もありますので、ぜひお早めにご視聴ください。

【視聴用 URL】 <https://bit.ly/3zye6hP>

(3) 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園において抗原簡易キットによる検査を実施し、検査結果が陽性であった場合の医療機関受診相談体制の確保」への協力について（報告事項【総務部】[総務] (12) に同じ）

政府においては、新型コロナウイルス感染症のクラスターの大規模化や、医療のひっ迫を防ぐ観点から、各幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園（以下「学校等」という）に対して、抗原定性検査を迅速かつ簡易に実施するための検査キットの配布を進め、この検査キットを活用し感冒様症状（発熱、せき、のどの痛み等）のある者に対する積極的検査を実施することとした。（実施体制の整った学校のみで、検査は本人が行う）

このことを受け、文部科学省及び厚生労働省が各学校等へ配布する検査キットは、教職員が使用することを基本的に想定している。また、児童・生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、学校が保護者に連絡の上速やかに帰宅させて医療機関を受診することが原則であるが、すぐに保護者が迎えに来ることができずに帰宅することが困難な場合や、帰宅しても直ちには医療機関を受診できない場合に、小学校 4 年生以上の児童・生徒に対して検査キットを使用することとされている。

本検査キットによる検査結果が陽性であった場合の「医療機関受診相談体制」に関し、各学校や市町教育委員会から学校医の先生方に相談があった際にはご対応のほどお願いします。

【産業保健部】

[産業保健]

(1) 日本医師会認定産業医制度実施にあたっての留意事項—その 40— について

更新の特例措置対象者の修得単位の取り扱いについて、現在のコロナ下において、研修会の中止や受講者数制限等により研修会への参加や認定証更新のための単位修得が困難な状況が続いていることから、認定証記載の有効期限が平成 32 年（2020 年）2 月以降の認定産業医については、単位を充足できずに有効期間満了後であっても認定産業医とみなし、認定産業医としての活動を認めている。

現在、更新必要単位を修得した時点での申請をお願いしており、参加研修会によって必要単位以上を修得する場合がある。今後、希望する場合は、更新必要単位以上の修得単位については、次回更新に向けての単位として取り扱うことが可能となった。（会報 9 月号要報参照）

日本医師会 HP メンバーズルームへのアクセスについて

日本医師会 HP <http://www.med.or.jp/> [メンバーズルーム] をクリック

ユーザーID：日本医師会 ID 番号

（日医雑誌が送付される際のビニール製封筒に貼付の宛名ラベルに記載された 10 桁の番号）

パスワード：誕生日（西暦の下 2 桁、月、日） 入力例）1950 年 4 月 1 日生まれ → 500401

4. ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

8/30(月)片頭痛診療 Web セミナー

9/1 (火) 二次救急診療業務委託医療機関当番日の変更について

9/2 (水) 「新型コロナウイルス感染症 (COVID -19) 診療の手引き・第 5.3 版」の周知について

9/6 (月) 予防接種健康被害認定に係る添付資料様式について

- 9/10（金）新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業の実施について
9/13（月）新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬 「カシリビマブ及びイムデビマブの
医療機関への配分について（質疑応答集の修正・追加）
9/13（月）広域休日診療所診療状況（9月12日）
9/15（水）季節性インフルエンザワクチンの供給について
9/17（金）滋賀県病院協会主催 看護職員 WEB セミナー開催案内
9/21（火）医療従事者表彰候補者の推薦の件
9/22（水）「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の
改定について（4.1版）

5、滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内 (総務資料 15)p.66

6、滋賀県医師会 9月以降 行事予定表 (総務資料 16)p.68

7、当医師会の10月行事予定表 (総務資料 17)p.73

☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

1. 火災保険の請求漏れはありませんか？

近年の日本では台風、大雨による洪水などの自然災害が増加していますが、それに備える保険として「火災保険」があります。しかし、被害に遭われた方は保険にご加入されていても、文字通り「火災」のみ補償される保険と思い込み、実際は請求できる事故内容であるのにも関わらず請求漏れが発生しております。被災から過去3年間まではご請求できますので、お心当たりある方は一度、ご契約されている代理店または保険会社へご確認ください。

【補償される主な事例】

【火災、落雷】 ・ 火災により建物や家財が焼失した。 ・ 落雷により家電製品が壊れた。	【風災】 ・ 強風により屋根やカーポートが破損した。 ・ 強風によりベランダが破損した。
【水災】 ・ 大雨で川が氾濫し、床上浸水により壁の張り替えが必要となった。 ・ 土砂崩れにより、家や家財に被害が発生した。	

2. 「ナガイレーベン秋の大特価セール」、「KOKUYOファニチャー商品キャンペーン」のご案内

毎年ご好評をいただいております「ナガイレーベン秋の大特価セール」を実施いたします。看護衣・診察衣・シューズが10月1日～11月30日までの間、定価の30%割引となりますので、この機会にぜひご利用ください。

また、例年と同様にKOKUYOファニチャー商品について秋のキャンペーンを実施中です。12月24日ご注文分までの特別価格となりますので、お早めにお見積りのご依頼をお待ちしております。

3. 「2022年度版 医学和雑誌年間購読キャンペーン」のご案内

医師協年間購読キャンペーンで対象雑誌をお申込みいただくと、通常の年間購読価格よりさらにお得な特別価格、送料無料でお求めいただけます。また、代金は組合登録口座より引き落としいたしますのでお支払いも大変便利です。

キャンペーンのご注文締切は11月30日までとなっておりますので、ぜひこの機会に医師協の年間購読をご利用ください。キャンペーン冊子は医協ニュース9月号に同封しておりますのでご確認ください。

4. 全医協連組合員御見舞金制度のご案内

組合員の先生方は「全医協連組合員御見舞金制度」の対象となります。支払対象と思われる事象が発生した場合は当組合までご連絡をお願いいたします。

(補償内容) ケガによる死亡・後遺障害(1～14級)

(補償金額) 最高10万円

※ 新型コロナウイルス感染症(特定感染症)などによる後遺障害も対象となります

※ 天災(地震、水害、台風)によるケガを起因とする死亡も対象となります

滋 草 保 第 1 4 2 0 号
令和3年(2021年)9月21日

草津栗東医師会長 様
守山野洲医師会長 様

滋 賀 県 草 津 保 健 所 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症自宅療養者への抗体カクテル療法の実施について

平素は、保健医療行政の推進に多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策については、貴医師会はじめ関係機関のご尽力を賜り、診療・検査体制の充実ならびにワクチン接種の推進により、感染拡大防止と適切な医療の確保に努めてきているところですが、喫緊の課題として、患者の重症化予防のために、標記抗体カクテル療法（中和抗体薬の接種）を実施する体制整備を進めております。

本県においては、治療の対象者は、原則として入院・宿泊療養とするため、入院・宿泊療養施設における実施体制の充実を図ることとしておりますが、自宅療養となるケースが一定想定されるため、自宅療養中であっても迅速な治療が実施できる体制整備が求められております。

については、かねてよりご相談しておりました湖南圏域における自宅療養者への抗体カクテル療法の実施手順を別添のとおりといたしたく、会員の皆様方にご周知いただきますとともに、実施について格別のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、運用開始日および抗体カクテル療法実施医療機関の連絡窓口については、追って調整後にお知らせいたします。

- (別添)
- 1 自宅療養者への抗体カクテル療法の実施手順
 - 2 自宅療養者への抗体カクテル療法のフロー図
 - 3 抗体カクテル療法適応者への説明・適応チェックリスト(両面)
 - 4 保健所 連絡用紙

自宅療養者への抗体カクテル療法の実施手順

(適応患者は、宿泊療養施設あるいは入院を原則とする)

◎医療機関から発生届が提出された場合

1 (届出医療機関) ※フロー図①

発生届提出時に抗体カクテル療法の適応の有無について別添4「保健所への連絡用紙」に記入する(連絡用紙にカクテル療法の適用の有無をチェックする項目を追加)。

2 (保健所) ※フロー図⑥

抗体カクテル療法の適応ありとされた届出患者の内、自宅療養となった患者について届出医療機関に通知する。

3 (届出医療機関) ※フロー図⑦⑧

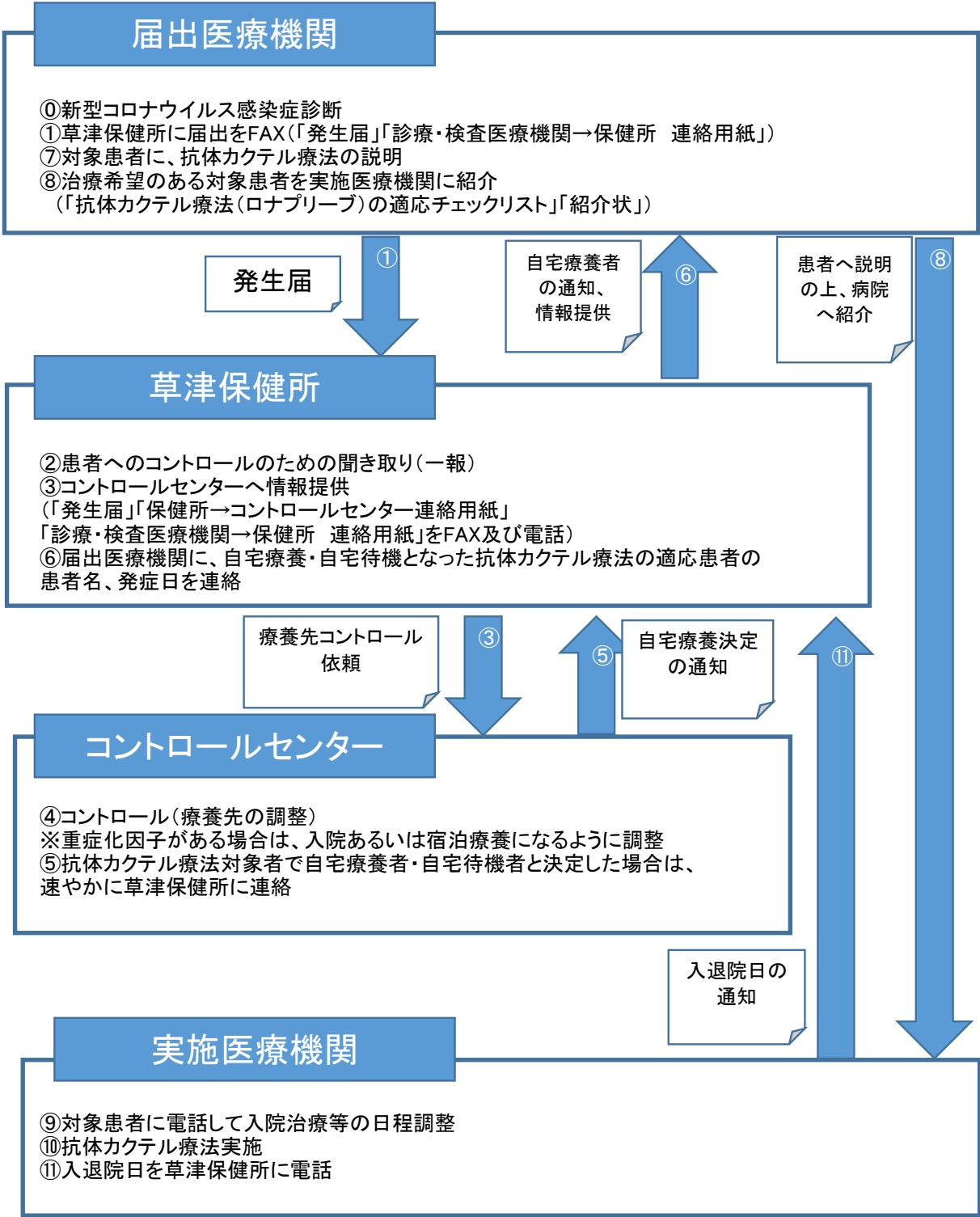
患者に抗体カクテル療法について説明し(別添3)、治療の希望があれば、抗体カクテル療法を実施する医療機関に紹介する(別添3裏面:チェックリスト添付)。

4 (実施医療機関) ※フロー図⑨⑩⑪

受診(入院)日程の調整をして、患者の同意を得た上で抗体カクテル療法を実施する。入退院日を保健所に通知する。

— 医療機関から発生届が提出された場合 —

滋賀県草津保健所



抗体カクテル療法適応者への説明

①滋賀県の規定に基づき、抗体カクテル療法適応者であることを説明（適応者 裏面参照）

②抗体カクテル療法の説明

抗体カクテル療法とは

◎抗体カクテル療法とは、軽症者・中等症患者向けの新たな治療法で、2つの中和抗体（カシリビマブ、イムデビマブ）を組み合わせる点滴する治療法（30分程度）となります。ウイルスの増殖を抑える効果が期待され、臨床試験（治験）では、入院や死亡のリスクが7割減ったと報告されています。

※抗体とは、体外から侵入した異物を攻撃する「免疫系」が作り出すたんぱく質。中和抗体は、ウイルスが人の細胞に侵入するのを防ぐ働きがあります。

◎治療薬の投与により、頻度は高くありませんが、副作用が出ることが報告されています。そのため、投与後1時間程度は体調に変化がないか観察する必要があります。その後も24時間は副作用が出る可能性があるといわれており、医師や看護師に適切に連絡できる体制をとっておく必要があるため、宿泊療養もしくは入院（概ね1泊～2泊）での治療が必要となります。

※抗体治療の投与後少なくとも90日間はSARS-CoV-2ワクチン接種を延期することが推奨されています。

【参考】副作用

※インフュージョンリアクション（発現頻度0.2%）

抗体製剤の点滴中や点滴直後におこる体の反応（発熱、呼吸困難、酸素飽和度低下、悪寒、嘔気、不整脈、胸痛、胸部不快感、脱力感、精神状態変化、頭痛、気管支痙攣、低血圧、高血圧、咽頭炎、蕁麻疹、そう痒、筋痛、めまい等）

※過敏症（発現頻度不明：0.1%未満）

薬に対して免疫機能が過剰に反応する全身の急性アレルギー症状（蕁麻疹、そう痒、紅潮、嘔気、嘔吐、下痢、呼吸困難、喘息、めまい、血圧低下、意識消失等）

参考文献：中外製薬関係者向けサイト

③移動手段の確認

抗体カクテル療法を希望する場合は、治療を実施する病院まで、公共交通機関を使わずに自ら受診してもらう必要があるため、受診手段を確認する。

☐ あり（自家用車（本人・家族・知人）、自転車、徒歩、その他（ ））

④ ①～③確認のうえ、抗体カクテル療法を希望するか否か

希望する ・ 希望しない

抗体カクテル療法（ロナプリーブ）の適応チェックリスト

（紹介状に添付）

患者氏名：

◎適応条件（いずれも満たす）

- ☐ 発症から7日以内（発症日： ）
- ☐ 症状あり（症状：発熱 ℃、咳症状、その他： ）
- ☐ 12歳以上 年齢（ 歳）

※ SpO₂ 93%以上（SpO₂： %）← 確認が望ましい

◎重症化リスク因子（いずれか1つ以上）

- ☐ 年齢 50歳以上
- ☐ 基礎疾患あり
 - ☐ 肥満（BMI 30 kg/m²以上）（ ） kg/m²
 - ☐ 心血管疾患（高血圧含む）（ ）
 - ☐ 慢性肺疾患（喘息含む）（ ）
 - ☐ 糖尿病（ ）
 - ☐ 慢性腎臓病（透析患者含む）（ ）
 - ☐ 慢性肝疾患（ ）
 - ☐ 免疫抑制状態（免疫不全、免疫抑制剤の長期服用、コントロール不良のHIV、AIDS、鎌状赤血球）
（ ）

◎指定病院への受診手段

- ☐ あり（自家用車（本人・家族・知人）、自転車、徒歩、その他（ ））

※適応条件に合致し、重症化リスク因子に該当する方が対象となります。

別添 4

記入者氏名() 電話番号()

氏名(かな)		() ()	
生年月日		T・S・H・R ()年 ()月 ()日 ()歳 ()月	
電話番号		()携帯電話()所持者[本人・()]	
		()自宅()	
		↑ 保健所から連絡可能な連絡先に○印 上記以外の場合→()	
現在の症状		☐ 発熱()℃ ☐ 咳 ☐ 鼻汁 ☐ 倦怠感 ☐ 頭痛 ☐ 嘔気/嘔吐 ☐ 下痢 ☐ 肺炎 ☐ 嗅覚異常 ☐ 味覚異常 ☐ 咽頭痛 ☐ 呼吸苦 ☐ SpO2 95%以下 ☐ その他() ☐ 無症状 ☐ 未確認	
入院勧告・措置の対象チェックリスト(わかる範囲で該当する下記右枠に☑をご記入ください)			
項目		具体例	
患者背景	年齢	検査(診断)時 65歳以上	☐
	妊婦	妊娠／妊娠の可能性が高い	☐
	高度肥満	BMI 30以上(体重kg ÷ 身長m ÷ 身長m)	☐
既往歴	呼吸器疾患	慢性閉塞性肺疾患(COPD)・体動時の呼吸困難・慢性の咳や痰・在宅酸素療法等	☐ (←該当内容に○)
	臓器等機能低下	慢性腎臓病・糖尿病治療中(自己中断例含む)・心血管疾患・脳卒中 高血圧症治療中(自己中断例含む)・動脈瘤・動脈乖離 等	☐ (←該当内容に○)
	免疫機能低下	悪性腫瘍(進行悪性腫瘍で治療中もしくは末期状態のもの) 等	☐ (←該当内容に○)
症状が 重度又は中等度 右記※の数値は、年齢による差異や測定機器の誤差等もあるので、総合的にご判断ください		・発熱:38℃以上の発熱が続く ・低酸素所見あり:SpO2 95%以下※ ・バイタル不良:呼吸困難、呼吸苦が続く・呼吸が速い(30回/分以上※) 脈が速い(130bpm以上※)・その他重篤感がある ・画像所見:肺炎像認める	☐ (←該当内容に○)
その他医師が入院を必要と認める事由		具体的内容記入 ()	☐



☐ チェックリスト1項目以上該当(入院調整等が必要) ☐ 該当なし ☐ 不明な項目あり		
医師の判断	☐ 医療機関へ入院調整(17時以降は翌日対応) ☐ 緊急に入院させる必要がある ☐ 宿泊療養施設調整(17時以降は翌日対応)	
抗体カクテル療法(ロナプリーブ)重症化リスク因子チェック欄	☐ 50歳以上 ☐ 肥満(BMI 30kg/m ² 以上) ☐ 心血管疾患(高血圧を含む) ☐ 慢性肺疾患(喘息を含む) ☐ 糖尿病 ☐ 慢性腎臓病(透析患者を含む) ☐ 慢性肝疾患 ☐ 免疫抑制状態(免疫不全、免疫抑制剤の長期服用、コントロール不良のHIV、AIDS、鎌状赤血球、サラセミアなど) ☐ その他医師の判断()	☐ (←該当内容に☑)

- 連絡先 滋賀県草津保健所 電話:077-562-3534 FAX:077-562-3533

自宅療養者に対する 中和抗体薬の投与について

滋賀県健康医療福祉部
感染症対策課

自宅療養者に対する投与について

【方向性】

- 中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」について、重症化予防のため、本剤の一層の接種推進を図っていく必要がある
- 本県においては、本剤の投与対象者は、原則として入院・宿泊療養とするため、入院・宿泊療養施設における投与体制の充実を図る
- しかしながら、一定の投与対象者が自宅療養を選択するケースがあるため、自宅療養中であっても、迅速な投与を実施できる体制の整備が必要

【具体的な接種対象者】

50歳以上かつ有症状の軽症患者＋医師が必要と認めた方(50歳未満)

※無症状者は、投与対象外。投与対象の具体的な選定は、医師の判断に基づく。

自宅療養者に対する投与について

自宅療養者の1日当たりの投与対象者数(想定): 新規陽性者数の6.5%※

《第5波の最高新規陽性者数234人の場合 → 県下で15人の自宅療養対象者が発生》

大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島	計
5	3	1	2.5	1	1.5	1	15

《各圏域の想定対象者数(50歳以上の療養者所在地から割当て)》

【参考】9月15日時点における医療機関での投与実績

A病院(大津圏域) 計75名(うち入院患者23名、宿泊療養者52名)

入院患者のうち投与対象者の割合(8/21～9/15) 26.3%

宿泊療養者のうち投与対象者の割合(8/21～9/15) 36.2%

B病院(甲賀圏域) 計14名(入院患者)

入院患者のうち投与対象者の割合(8/21～9/15) 20.5%

C病院(湖北圏域) 計13名(入院患者)

入院患者のうち投与対象者の割合(8/21～9/15) 46.6%

- ・ 症状発現から7日以内での投与を求められていることから、投与が必要と判断した場合に、速やかな投与が求められている



- ・ 圏域ごとに、外来 or 一時入院 が可能な医療機関と保健所が連携し、対象者選定から投与実施まで速やかに実施できる体制の構築が必要

自宅療養者に対する投与について

《医療機関での 外来受診 or 一時入院 による投与》

- 自宅療養者に投与するため、コロナ受入病院が、別途外来・一時入院病床を設置
- 投与後24時間にかけてアナフィラキシー等が観察されることから、医師の判断により医療機関にて1日程度入院し、その後自宅療養に移る場合がある



各圏域に中和抗体薬投与のための中核的な医療機関を設けることで、速やかな投与につなげる

(中和抗体薬投与のための外来受診 or 一時入院のための病床を新たに確保できるかについては、現在医療機関と調整中。)

【投与に至る流れ(案)】 <外来対応が可能な日中での投与を想定>

- ①保健所が、自宅療養者のうち投与対象者を選定
 - ②保健所が、対象の自宅療養者に対して聞き取りを実施
 - ③自宅療養者が投与を希望した場合に、保健所より受入医療機関に情報提供
 - ④投与の必要があると受入医療機関の医師が判断した場合、本人と受入医療機関間において受診時間等を調整。
 - ⑤家族等の送迎ができないとの申し出が本人から保健所へあった場合、保健所配置の搬送車またはCCへの依頼により搬送(保健所からCCへの搬送依頼があった場合、CCが対応)
 - ⑥一時入院となる場合は、保健所からコントロールセンターに入院状況を報告
- ※ 圏域をまたいだ調整が必要な場合は、コントロールセンターへ連絡

(参考)宿泊療養者に対する投与について

- 既に、各宿泊療養施設では、バックアップ病院への一時入院により本剤の投与を開始(1施設当たり1日最大4名程度)
- 引き続き、取組を継続するとともに、必要に応じてバックアップ病院以外での投与を実施



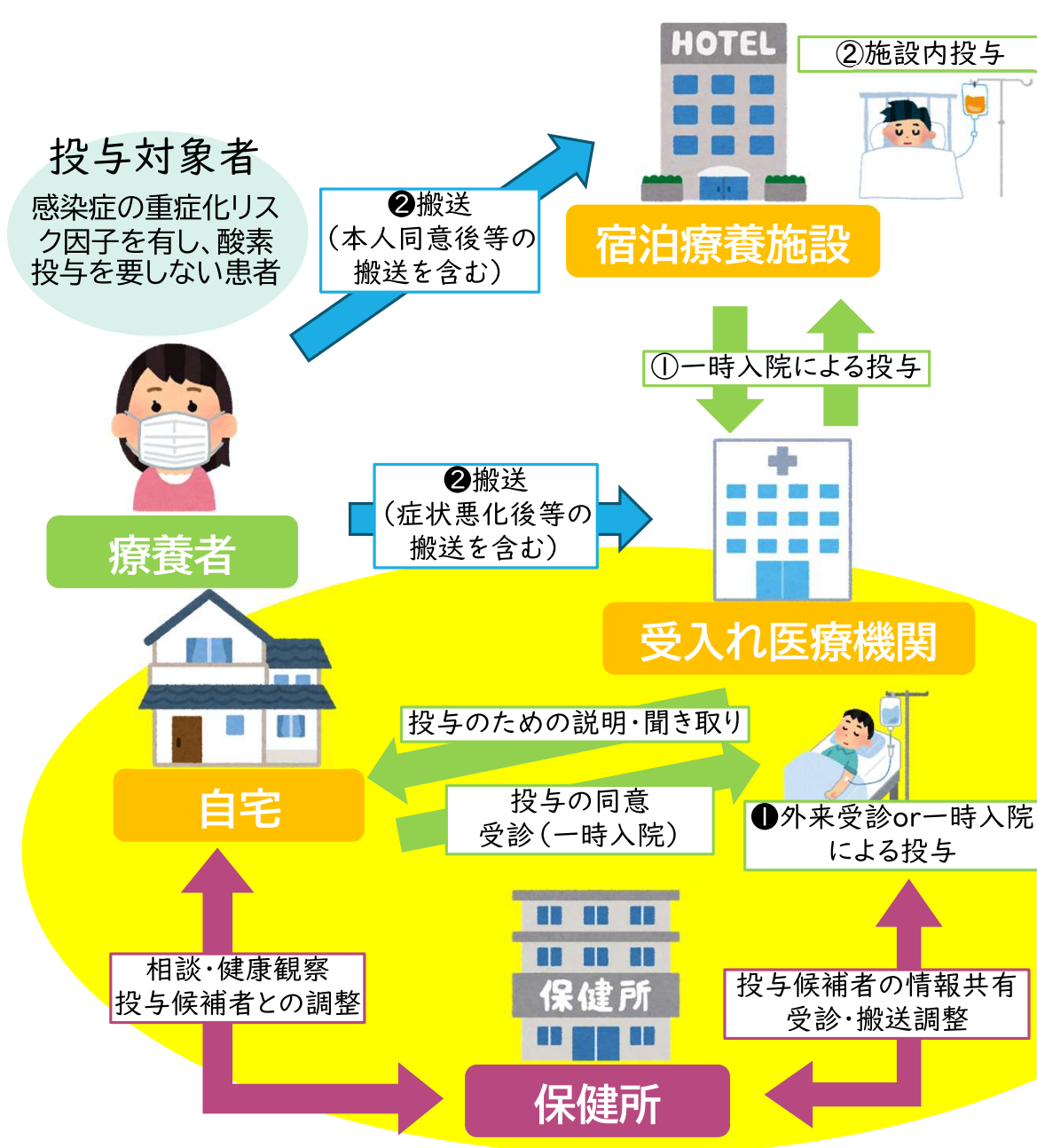
- 令和3年7月20日付厚生労働省事務連絡(令和3年8月25日一部改正)において、宿泊療養施設においても投与が可能となったことから、宿泊療養施設内において投与を実施できる体制を整備

<宿泊療養施設内における投与>

施設等の条件から、まずはルートイン草津栗東での投与体制を整備

運用開始予定日:令和3年9月20日の週(予定)

本県における中和抗体薬投与の枠組み



宿泊療養者に投与する場合

- ①バックアップ病院をはじめとする医療機関への一時入院(外来受診)による投与
※4施設で既に稼働中(一日最大4名程度)
- ②宿泊療養施設内での投与
※現在、施設内での投与に向け調整中(一日最大20名程度の投与を想定)

入院患者に投与する場合

- R3.8.20現在で、20医療機関が登録意向あり、108件の投与実績を確認している。
- R3.8.27には、希望した医療機関の在庫配置が可能になり、休日であっても速やかに投与できる体制が整備された。

自宅療養者に投与する場合

- ①医療機関への外来受診or一時入院による投与
- ②宿泊療養施設への入所を推奨等

圏域ごとの体制整備

- ・投与対象者の選定・候補者との調整
- ・外来受診(一時入院)可能な医療機関との受診調整
- ・(必要に応じて)搬送調整

診療・検査医療機関→保健所 連絡用紙

記入日:()年()月()日()時()分 医療機関名()
 記入者氏名() 電話番号()

氏名(かな)	()		
生年月日	T・S・H・R ()年()月()日 ()歳()月		
電話番号	()携帯電話()所持者[本人・()]		
	()自 宅 ()		
	↑ 保健所から連絡可能な連絡先に○印 上記以外の場合→()		
現在の症状	☐ 発熱()℃ ☐ 咳 ☐ 鼻汁 ☐ 倦怠感 ☐ 頭痛 ☐ 嘔気/嘔吐 ☐ 下痢 ☐ 肺炎 ☐ 嗅覚異常 ☐ 味覚異常 ☐ 咽頭痛 ☐ 呼吸苦 ☐ SpO2 95%以下 ☐ その他() ☐ 無症状 ☐ 未確認		
入院勧告・措置の対象チェックリスト(わかる範囲で該当する下記右枠に☑をご記入ください)			
項目	具体例		
患者背景	年齢	検査(診断)時 65歳以上	☐
	妊婦	妊娠/妊娠の可能性が高い	☐
	高度肥満	BMI 30以上(体重kg ÷ 身長m ÷ 身長m)	☐
既往歴	呼吸器疾患	慢性閉塞性肺疾患(COPD)・体動時の呼吸困難・慢性的咳や痰・在宅酸素療法等	☐ (←該当内容に○)
	臓器等機能低下	慢性腎臓病・糖尿病治療中(自己中断例含む)・心血管疾患・脳卒中 高血圧症治療中(自己中断例含む)・動脈瘤・動脈乖離 等	☐ (←該当内容に○)
	免疫機能低下	悪性腫瘍(進行悪性腫瘍で治療中もしくは末期状態のもの) 等	☐ (←該当内容に○)
症状が 重度又は中等度 右記※の数値は、年齢 による差異や測定機器 の誤差等もあるので、 総合的にご判断くださ い	・発熱:38℃以上の発熱が続く ・低酸素所見あり:SpO2 95%以下※ ・バイタル不良:呼吸困難、呼吸苦が続く・呼吸が速い(30回/分以上※) 脈が速い(130bpm以上※)・その他重篤感がある ・画像所見:肺炎像認める		☐ (←該当内容に○)
その他医師が入院を 必要と認める事由	具体的内容記入 []		☐



☐ チェックリスト1項目以上該当(入院調整等が必要) ☐ 該当なし ☐ 不明な項目あり	
医師の判断	☐ 医療機関へ入院調整(17時以降は翌日対応) ☐ 緊急に入院させる必要がある ☐ 宿泊療養施設調整(17時以降は翌日対応)

抗体カクテル療法(ロ ナブリーブ)重症化リ スク因子チェック欄	☐ 50歳以上 ☐ 肥満(BMI 30kg/m2以上) ☐ 心血管疾患(高血圧を含む) ☐ 慢性肺疾患(喘息を含む) ☐ 糖尿病 ☐ 慢性腎臓病(透析患者を含 む) ☐ 慢性肝疾患 ☐ 免疫抑制状態(免疫不全、免疫抑制剤の長期服 用、コントロール不良のHIV、AIDS、鎌状赤血球、サラセミアなど) ☐ その他医師の判断()	☐ (←該当内容に☑)
---------------------------------------	--	---------------------------------------

・この用紙は診療・検査医療機関における検査において陽性が判明した場合、入院調整等に活用いたします。
 ・診療・検査医療機関における検査において陽性が判明した場合、発生届と併せて保健所にご提出ください。
 ・診療医療機関と検査医療機関が異なる場合、原則として診療医療機関(主治医)にてご記入ください。
 ・記入内容や入院の判断に関して不明な点等がございましたら下記管轄保健所へご連絡ください。
 連絡先 ○○保健所 電話番号: ○○○-○○○-○○○○

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における 公費負担医療の提供に係る費用の請求方法について

—新型コロナウイルス感染者の診療は診療・検査医療機関以外の医療機関でも可能です—

滋賀県では、限られた医療資源を全県的に管理するため、保健所が「新型コロナウイルス感染症 発生届」を受理した後、滋賀県COVID-19災害コントロールセンター（以下「コントロールセンター」）において、入院や宿泊療養、あるいは自宅療養など新規感染者の療養先の調整及び搬送調整を一元的に行っています。

また、滋賀県では、限りある病床を重症者やリスクの高い方に重点化するため、無症状者や軽症者（以下「軽症者等」）には宿泊療養施設で療養いただいておりますが、特に今回の第5波のように病床及び宿泊療養施設が非常に逼迫した場合、40歳未満でほぼ無症状の感染者には自宅療養を認めるなどの臨時的な取扱いを適用したこともあり、自宅療養者が増えています。

自宅療養者に対する医療提供体制、フォローアップ体制については114～116ページに掲載していますが、現在各保健所と地域医師会とでこのような体制を構築していただくように依頼しているところです。

そこで、会員の先生方には、可能な範囲で自宅療養者のフォロー（医療提供）にご協力いただきたいと思っております。自宅療養者は保健所が日々健康観察を行っていますので、症状悪化時には保健所からフォローアップ体制に協力いただける先生に電話をされ、電話等診療の依頼がなされます。診療方法としては、感染者との接触を極力避けるために電話等での診療で症状を聞き、解熱鎮痛剤や咳・痰などの症状緩和のための薬剤を処方（配送対応可能な薬局への院外処方箋送付）するといった形でご対応いただければと思います。

軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関を受診（電話や情報通信機器を用いた診療、往診、訪問診療等による受診を含む）した際の新型コロナウイルス感染症に係る医療費については、入院と同様に健康保険適用となり、患者の自己負担額が公費負担されます。

従って、公費との併用明細書として、社保診療報酬支払基金又は国保連合会に提出いただくことになります。（令和2年4月30日付け保医発0430第4号）

診療報酬明細書等の記載等について、次のとおり取りまとめましたので、診療報酬請求を適切に行っていただきますようお願いいたします。

記

＜令和3年9月3日時点の情報を元に作成＞

1. 軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に新型コロナウイルス感染症に係る医療を受けた場合

医療機関は、公費負担医療を行う。

2. 宿泊療養及び自宅療養における公費負担の対象となる医療

公費負担の対象となる医療は、次の①～③に掲げる要件を満たす必要がある。

①都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養の対象となった軽症者等が受けた医療であること。

（例） 宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等が、体調不良等により、自ら希望して電話等受診あるいは往診等により受けた医療が対象となる。

②軽症者等が都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療であること。

（例） 宿泊療養又は自宅療養の前に実施した医療や宿泊療養又は自宅療養の解除後に実施した医療は対象とならない。

③新型コロナウイルス感染症に係る医療（電話等による診療、往診、訪問診療、訪問看護、調剤等によるものを含む）であること。

（例） 新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した医療が対象であり、「新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療」や「新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合でも実施したであろうと判断される医療」は対象とならない。

（例） 宿泊療養及び自宅療養の性質上、電話等による診療、往診等による医療が基本となるが、軽症者等の体調を踏まえ、保健所等が調整等した上、医療機関において外来診療を受診した医療も対象となる。

注意事項

（1） 例えば、以前から糖尿病の治療を行っている患者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、医療機関が往診した場合、糖尿病の治療に関する項目は公費負担とはなりません、往診料や酸素飽和度の確認などは公費負担の対象となります。

（2） 電話等の診療で在宅酸素療法指導管理料を診療報酬請求するためには、「診療報酬上の臨時的

な取扱い(その5)」において、「電話や情報通信機器を用いて診察した場合、過去3カ月以内に在宅療養指導管理料を算定した慢性疾患等を有する定期受診患者等であって、衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に在宅療養指導管理料を算定できる」と示されており、往診等が可能となり次第、速やかに対面での診察が必要となります。

3. 診療報酬請求方法

(1) 公費負担者番号欄について

本請求に関する法別番号は「28」とし、公費負担者番号は「28250603」(滋賀県内共通)を記載する。

(2) 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号(全国統一)は、「9999996」(7桁)を記載する。

(3) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順について

患者が他の公費の適用を受けている場合の優先順位は、通常の公費「28」と同様とする。

次の新型コロナウイルス感染症に関する3つの公費負担医療制度は、いずれも法別番号「28」となっているが、これら3つの適用順は、(1)→(2)→(3)の順とする。

- (1) 感染症法第37条、42条に基づく入院医療費の公費負担
- (2) 令和2年3月4日付け健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知によるPCR検査・抗原検査の補助
- (3) 宿泊療養又は自宅療養中における公費負担

なお、生活保護法による公費負担との併給については、新型コロナウイルス感染症に係る医療について「28」を優先して適用する。

(4) 「療養の給付」欄について

110～113ページに掲載の記載例を参照のうえ記載する。

(5) 電話や情報通信機器を用いて診療を行った場合の初・再診料等の請求点数

- ・初診料(新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱) 214点
- 二類感染症患者入院診療加算(電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱) 250点
- ・電話等再診料73点
- 二類感染症患者入院診療加算(電話等再診・診療報酬上臨時的取扱) 250点

(6) 往診を行った場合の往診料、緊急往診加算等の請求点数

- ・初診料288点、再診料73点
- ・医科外来等感染症対策実施加算 5点
- ・院内トリアージ実施料300点
- ・往診料720点
- ・緊急往診加算(在支診等以外) 325点
- ・救急医療管理加算1(診療報酬上臨時的取扱)(往診) 950点

(7) 在宅酸素療法を行い、酸素濃縮装置等を使用した場合の請求点数

- ・在宅酸素療法指導管理料(その他)(診療報酬上臨時的取扱) 2,400点
- (※医療機関が機器を用意した場合に限り酸素濃縮装置加算4,000点)

(8) その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」による。

4. 処方箋の記載

公費負担者番号欄

公費負担者番号	28250603
公費負担医療の受給者番号	9999996

備考欄

① 自宅療養者の場合

備考	CoV自宅
----	-------

② 宿泊療養者の場合

備考	「Cov宿泊」(ピアザ077-524-1721) 患者連絡先 (090-) 住所:	備考	「Cov宿泊」(草津第一077-516-6429) 患者連絡先 (090-) 住所:
----	--	----	---

5. 診療報酬明細書の記載例

110～113ページに掲載。

その他ご留意いただきたい事項

- ①公費の対象となるのは、あくまで新型コロナウイルス感染症に対する医療費であり、新型コロナウイルス感染症以外の疾患に対する医療費には患者一部負担金が発生します。
- ②公費負担となるのは新型コロナウイルス感染症の療養期間中のみです。療養解除日から患者一部負担金が発生します。
- ③自宅療養者のフォローアップ体制において保健所が健康観察・相談をしていますが、相談事例として最も多いのは解熱鎮痛剤等の薬剤の処方です。
かぜ様症状がある方が受診された際には、抗原検査あるいはPCR検査と合わせて薬剤の処方もご検討ください。(但し、この場合は、保健所が新型コロナウイルス感染症患者に認定する前の段階ですので、患者一部負担金が発生します。)
- ④患者が発熱症状で診療・検査医療機関を受診し、当日に抗原検査で陽性が判明した場合であっても、解熱鎮痛剤などの新型コロナウイルス関連治療については、保健所に発生届を提出し新型コロナウイルス感染症患者に認定された日から公費負担医療となります。
従って、抗原検査あるいはPCR検査を実施した時の初診料・再診料・院内トリアージ実施料などは、新型コロナウイルス関連の治療とは認められず、同日であったとしても公費負担医療とはなりません。
※113ページに掲載の記載例④のように、保険診療、公費による検査、公費による治療が混在する請求事例も想定されます。この場合は患者に一部負担金が発生することにご留意ください。
- ⑤自宅療養者や宿泊療養者の対応における、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施についての留意事項、Q&Aについては、令和2年4月10日付け「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」や令和3年6月4日付け「『新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するQ&A』の改訂について」を参照してください。
※患者の保険資格確認方法等についても記載されています。
- ⑥自宅療養者の求めに応じ電話にて診療する場合は、オンライン診療の設備の無い医療機関でも電話のみの対応で電話初診・再診の実施、算定が可能です。
- ⑦自宅療養者や宿泊療養者の対応における、電話や情報通信機器を用いた診療において、院外処方を行う場合には、処方箋に「CoV自宅」(宿泊療養の場合は「CoV宿泊」)と記入してください。
さらに、患者が電話等で服薬指導を希望する場合は「0410対応」と記載してください。
- ⑧電話や情報通信機器による初・再診に係る時間外加算等の算定について
【診療報酬上の臨時的な取扱い(その20)】
⇒初診では、電話等で診療した場合の初診料214点に加えて、要件を満たせば以下が算定可能
(1) 6歳未満の乳幼児に対して初診を行った場合の乳幼児加算(75点)
(2) 時間外・休日・深夜加算(85点、250点、480点、6歳未満への対応・夜間救急医療機関は異なる点数)
(3) 夜間・早朝等加算(50点)
⇒再診料については、要件を満たせば以下が算定可能
(1) 乳幼児加算(38点)
(2) 時間外・休日・深夜加算(65点、190点、420点、6歳未満への対応・夜間救急医療機関は異なる点数)
(3) 夜間・早朝等加算(50点)
(4) 明細書発行体制等加算(1点)
⇒外来診療料は乳幼児加算と時間外・休日・深夜加算を、要件を満たせば算定可能
- ⑨救急医療管理加算1(950点)を算定する患者が、6歳未満である場合には乳幼児加算として400点を、6歳以上15歳未満である場合には小児加算として200点を加算できます。
※【診療報酬上の臨時的な取扱い(その51)】が発出された令和3年7月30日以降適用
- ⑩往診や訪問診療等を行った場合は患家等であっても、必要な感染予防策を講じて院内トリアージ実施料を算定できます。
- ⑪発熱等の急性症状を呈する自宅療養者に薬剤を処方する場合は、迅速に薬剤を届ける観点から、処方箋を受け付けた当日中に患家へ直接薬剤を持参(置き配対応)することが可能かどうか薬局とご相談ください。

診療報酬明細書の記載例①

【8月19日に自宅療養者(受診歴無)から、電話(又は情報通信機器)により症状についての訴えがあり発熱を認めたため、解熱剤の院外処方箋を発行した場合】

電子レセプト等による請求

診療報酬明細書

(医科入院外) 令和3年8月分 25

都道府県番号

医療機関コード

公費負担者番号①	2	8	2	5	0	6	0	3	公費受給者番号①	9	9	9	9	9	6
公費負担者番号②									公費受給者番号②						

1	社・国	3	後期	1	単独	2	本外	8	高外
2	公費	4	退職	2	2併	4	六外	0	高外7
3	3併	6	家外	10	9	8			
保 険 者 番 号	○	○	2	5	×	×	×	×	7 ()

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号 △△△-□□□(枝番)

氏 名	滋賀 太郎	特記事項	
性別	1男 2女	年齢	1明 2大 3昭 4平 5令
職業上の事由		生 年 月 日	

保険医療機関の所在地及び名称

○ ○ クリニック

() 床

傷病名	(1) COVID-19 (主)	診療開始日	(1) 3年8月19日	転	治ゆ	死亡	中止	診療実日数	1 日
				帰				公費①	1 日
								公費②	日

11 初診	1 回	464	464	(11) *初診料	2 1 4 × 1
12 再診	×	回		(新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱)	
13 再来管理加算	×	回		*二類感染症患者入院診療加算	2 5 0 × 1
14 時間外	×	回		(電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱)	
15 休日	×	回		(80) *処方箋料 (その他)	6 8 × 1
16 深夜	×	回			
17 医学管理					
18 在宅					
19 在宅					
20 在宅					
21 在宅					
22 在宅					
23 在宅					
24 在宅					
25 在宅					
26 在宅					
27 在宅					
28 在宅					
29 在宅					
30 在宅					
31 在宅					
32 在宅					
33 在宅					
34 在宅					
35 在宅					
36 在宅					
37 在宅					
38 在宅					
39 在宅					
40 在宅					
41 在宅					
42 在宅					
43 在宅					
44 在宅					
45 在宅					
46 在宅					
47 在宅					
48 在宅					
49 在宅					
50 在宅					
51 在宅					
52 在宅					
53 在宅					
54 在宅					
55 在宅					
56 在宅					
57 在宅					
58 在宅					
59 在宅					
60 在宅					
61 在宅					
62 在宅					
63 在宅					
64 在宅					
65 在宅					
66 在宅					
67 在宅					
68 在宅					
69 在宅					
70 在宅					
71 在宅					
72 在宅					
73 在宅					
74 在宅					
75 在宅					
76 在宅					
77 在宅					
78 在宅					
79 在宅					
80 在宅					
81 在宅					
82 在宅					
83 在宅					
84 在宅					
85 在宅					
86 在宅					
87 在宅					
88 在宅					
89 在宅					
90 在宅					
91 在宅					
92 在宅					
93 在宅					
94 在宅					
95 在宅					
96 在宅					
97 在宅					
98 在宅					
99 在宅					
100 在宅					

療養の給付	請求点	※決定	一部負担金額	円
公費①	532		減額 (円) 免除・支払猶予	円
公費②	532		0	円
			※高額療養費	円
			※公費負担点数	点
			※公費負担点数	点

新型コロナウイルスの治療については、滋賀県内は同じ負担者番号になります

公費受給者番号は9999996と記載してください

公費①の患者負担額欄は「0」と記載してください

診療報酬明細書の記載例②

【8月5日に自宅療養者(受診歴無)から電話等により病状についての訴えがあり、緊急往診し発熱を認めたため、院外処方箋を発行した場合】

電子レセプト等による請求

診療報酬明細書

(医科入院外) 令和3年8月分 25

都道府県番号

医療機関コード

公費負担者番号①	2	8	2	5	0	6	0	3	公費受給者番号①	9	9	9	9	9	6
公費負担者番号②									公費受給者番号②						

1	社・国	3	後期	1	単独	2	本外	8	高外
2	公費	4	退職	2	2倍	4	六外		
3	3併	6	家外	0	高外	7			
10	9	8							
7	()								

被保険者証・被保険者
手帳等の記号・番号 △△△-□□□(枝番)

新型コロナウイルスの治療については、滋賀県内は同じ負担者番号になります

公費受給者番号は9999996と記載してください

氏名	滋賀 太郎	特記事項	
性別	1男 2女	1明 2大 3昭 4平 5令	生
職務上の事由			

保険医療機関の所在地及び名称

〇〇クリニック

() 床

傷病名	(1) COVID-19 (主)	診療開始日	(1) 3年8月5日	転	治ゆ	死亡	中止	診療 実日数	1	日
				帰				診療 公費① 公費②	1	日
										日
11	初診	1 回	293	293						
12	再診	×	回							
再	外来管理加算	×	回							
時	間外	×	回							
休	日	×	回							
診	深夜	×	回							
13	医学管理		300	300						
14	往診	1 回	1670	1670						
	深夜・緊急	1 回	325	325						
20	在宅									
20	投薬									
30	注射									
40	処置									
50	手麻酔									
60	検査									
70	画像									
80	処方箋	1 回	73	73						
その他										
療養の給付	請求点	※決定	一部負担金額	円						
公費①	2,661		減額(円)免除・支払猶予	円						
公費②	2,661		0	円						
			※高額療養費	円	※公費負担点数	点	※公費負担点数	点		

公費①の患者負担額欄は「0」と記載してください

診療報酬明細書の記載例③

【8月5日に自宅療養者(受診歴無)から電話等で呼吸困難の医療支援を求められ
往診を行い、酸素濃縮装置(滋賀県貸出のもの)を使用した場合】

電子レセプト等による請求

診療報酬明細書

(医科入院外) 令和3年8月分 25

都道府県番号

医療機関コード

公費負担 者番号①	2	8	2	5	0	6	0	3	公費受給 者番号①	9	9	9	9	9	6
公費負担 者番号②									公費受給 者番号②						

1	社・国	3	後期	1	単独	2	本外	8	高外
2	公費	4	退職	2	2併	4	六外		
3	3併	6	家外	0	高外	7			
10	9	8							
7	()								

被保険者証・被保険者
手帳等の記号・番号 △△△-□□□(枝番)

氏名	滋賀 太郎	特記事項	
性別	男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . 生	保険医 療機関 の所在 地及び 名称	〇 〇 クリニック
職務上の事由			() 床

傷病名	(1) COVID-19 (主)	診療開始日	(1) 3年8月5日	転	治ゆ	死亡	中止	診療 実日数	1	日
	(2) 呼吸不全		(2) 3年8月5日	幅				診療 公費① 公費②	1	日

11	初診	1	回	293	293	(11)	* 医科外来等感染症対策実加算 (初診料)	5 × 1
12	再診	×	回			(13)	* 院内トリアージ実施料	300 × 1
再	外来管理加算	×	回				(診療報酬上臨時的取扱)	
時	間外	×	回			(14)	* 往診 (8月5日)	720 × 1
休	日	×	回				* 緊急往診加算 (在支診等以外)	325 × 1
診	深夜	×	回				* 救急医療管理加算 1	950 × 1
診	夜	×	回				(診療報酬上臨時的取扱) (往診)	
13	医学管理			300	300		* 在宅酸素療法指導管理料 (その他)	2400 × 1
14	往診	1	回	1670	1670		※経皮的動脈血酸素飽和度が88%であったため、酸素療法を実施した。	
	深夜・緊急	1	回	325	325			
	その他			2400	2400			
20	投薬							
30	注射							
40	処置							
50	手麻酔							
60	検査							
70	画像							
80	その他							

療養の給付	請求点	※決定点	一部負担金額	円
公費①	4,988		減額 (円) 免除・支払猶予	円
公費②	4,988		0	円
			※ 高額療養費	円
			※ 公費負担点数	点
			※ 公費負担点数	点

新型コロナウイルスの治療については、滋賀県内は同じ負担者番号になります

公費受給者番号は9999996と記載してください

酸素濃縮装置加算(4,000点)は医療機関が機器を用意した場合に限り算定可能

公費①の患者負担額欄は「0」と記載してください

診療報酬明細書の記載例④

【8月1日に当院でPCR検査を行った結果、新型コロナウイルス感染陽性と判明し、コントロールセンターの指示により自宅療養を行うこととなった患者に対し、8月3日に緊急往診を行った場合】

電子レセプト等による請求

診療報酬明細書

(医科入院外) 令和3年8月分 25

都道府県番号

医療機関コード

公費負担者番号①	2	8	2	5	0	5	0	4	公費受給者番号①	9	9	9	9	9	9	6
公費負担者番号②	2	8	2	5	0	6	0	3	公費受給者番号②	9	9	9	9	9	9	6

1	社・国	3	後期	1	単独	2	本外	8	高外
医	2	公費	4	退職	2	2倍	4	六外	
科			3	3併	6	家外		0	高外7
保険者番号	○	○	2	5	×	×	×	×	10 9 8 7 ()

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号 △△△-□□□(枝番)

氏名	滋賀 太郎	特記事項	
性別	1男 2女	1明 2大 3昭 4平 5令	生
職務上の事由		保険医療機関の所在地及び名称	〇〇クリニック

傷病名	(1) COVID-19 (主)	診療開始日	(1) 3年8月1日	転	治	死	中	診	保	2	日
				延	休	亡	止	療	険	1	日
								実	公	1	日
								日	費①		
								数	公費②		
11	初診	1回	293	0				(11)	*医科外来等感染症対策実施加算 (初診料)	5 × 1	
12	再診	78 × 1回	78					(12)	公2 *医科外来等感染症対策実施加算 (再診料)	5 × 1	
再	外来管理加算	×	回					(13)	*院内トリアージ実施料 (診療報酬上臨時的取扱)	300 × 1	
時	間外	×	回					公2 *院内トリアージ実施料 (診療報酬上臨時的取扱)	300 × 1		
休	日	×	回					(14)	公2 *往診 (8月3日)	720 × 1	
診	深	×	回					公2 *緊急往診加算 (在支診等以外)	325 × 1		
13	医学管理		600	0				公2 *救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱) (往診)	950 × 1		
14	往診	1回	1670					(60)	公1 *SARS-CoV-2 核酸検出 (検査委託)	1800 × 1	
在	深夜・緊急	1回	325					公1 *微生物学的検査判断料	150 × 1		
宅								委託先: 〇〇株式会社			
20	投							実施日: 8月1日■時			
薬								発熱、咳の所見があった為検査を実施			
30	注射							(80)	公2 *処方箋料 (その他)	68 × 1	
40	処置										
50	手術										
60	検査・病理	1回	1950	1950							
70	画像										
80	処方箋	1回	68	68							
その他											

療養の給付	請求点	※決定点	一部負担金額	円
公費①	4,984			
公費②	1,950		0	
公費③	2,441		0	

行政検査の請求は医療機関所在地に応じた負担者番号を記載してください

公費受給者番号は9999996と記載してください

新型コロナウイルスの治療については、滋賀県内は同じ負担者番号になります

(診断目的の場合の例)
○検査を実施した検査会社等の施設名
ア検査を実施した日時
イ検査実施の理由
ウ医学的根拠(検査実施の理由と同一の場合は省略)
エ当該患者が算定する医学管理等

PCR検査と微生物学的検査判断料のみ公費①の対象となります

公費①、公費②の患者負担額欄は「0」と記載してください

摘要欄の表示は、記載例として分かりやすく表示していますので、実際のレセコンでの表示方法とは異なります。ご了承ください。

令和3年9月6日

会 員 各 位

滋賀県医師会
会長 越 智 眞 一

自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者のフォローアップ
体制構築へのご協力について（依頼）

平素は、地域医療の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県健康医療福祉部長から令和3年8月31日付け滋感対第623号にて標記体制構築の依頼がありました。

フォローアップ体制は各地域医師会と保健所とで構築いただいている、あるいは現在構築中ですが、各地域医師会には下記のような例を参考のうえ自宅療養者が安心して療養できる環境づくりをお願いしています。

体制構築には会員の先生方のご協力が不可欠ですので、標榜診療時間以外の時間帯など可能な範囲でご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、自宅療養者の症状悪化への対応や薬剤処方等が必要となった場合には、できるだけ患者との接触を避けるため、電話等で診療を行っていただき、薬剤処方についても地域の薬剤師会と連携のうえ患者宅に配送できる体制を取っていただくよう地域医師会にはお願いしています。

記

☆フォローアップ体制の例

- ①まず地域医師会で電話や情報通信機器を用いた診療（以下「電話等診療」）の対応が可能な診療所を把握しリストを作成する。
（緊急時に往診対応可能なリストも作成しておくより良い）
- ②地域医師会はそのリストを保健所に提供し、保健所（一部のエリアでは訪問看護ステーションに業務委託）は受診調整をする際には、そのリストの中から受診先を探し、その診療所の医師に電話等診療を依頼する。
- ③自宅療養者からその診療所の医師へ電話し、電話受診。
- ④医師は患者の症状から投薬が必要と判断した場合は、院外処方箋にて薬剤を処方。
必要な場合には電話等診療のあと往診を行う。
（往診に必要な防護服が不足している場合は県庁へ連絡）
- ⑤薬剤は（可能な限り）配送対応可能な薬局から患者の元へ送付。
- ⑥医師は必要に応じて入院の調整を保健所に依頼。
※緊急時は自宅療養者に救急隊を要請するように指示。



滋 感 対 第 623 号
令和3年(2021年)8月31日

滋賀県医師会長 様

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者のフォローアップ体制について (依頼)

平素は、新型コロナウイルス感染症対策にかかる診療・検査等について、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

県内の感染状況は、8月以降、新規陽性患者が増加の一途をたどり、病床占有率が上昇してきたことから、8月8日からまん延防止等重点措置の対象区域となり、さらに8月27日から9月12日までの間は、緊急事態宣言の対象区域となるなど、大変厳しい状況が続いております。

こうした中、医療資源を重症者・リスクの高い方に重点化するため、40歳未満でほぼ無症状の場合は自宅療養を認めるなどの臨時的な取扱いを適用したこともあり、自宅療養される方が増えております。

これまでから、自宅療養者への対応については、地域医師会のご協力を得ながら各圏域の実情に合わせたフォローアップ体制を構築するとともに、患者の状態が急変した場合は、コントロールセンターにおいて入院・搬送の調整をしているところでありますが、自宅療養者の急増に伴い、さらなる体制強化が求められています。

県では、自宅療養者の不安（特に夜間の）軽減を図るため、8月28日より「滋賀県見守り観察ステーション」を開設し、救急要請の自宅療養者のうち必要な方をステーションにて受け入れ、医師・看護師が24時間体制で患者の容態を直接観察しながら、症状に応じたケアおよび療養先の調整を行っているところです。

つきましては、各圏域におきましても、自宅療養者の症状悪化への対応や薬剤処方等が必要となった場合に、電話等診療や緊急時の往診、訪問看護への指示による医療的ケアの提供など、自宅療養者が安心して療養できる環境づくりに向けて、貴会会員医療機関には標榜診療時間以外の時間帯など可能な範囲でご協力いただきますようお願い申し上げます。

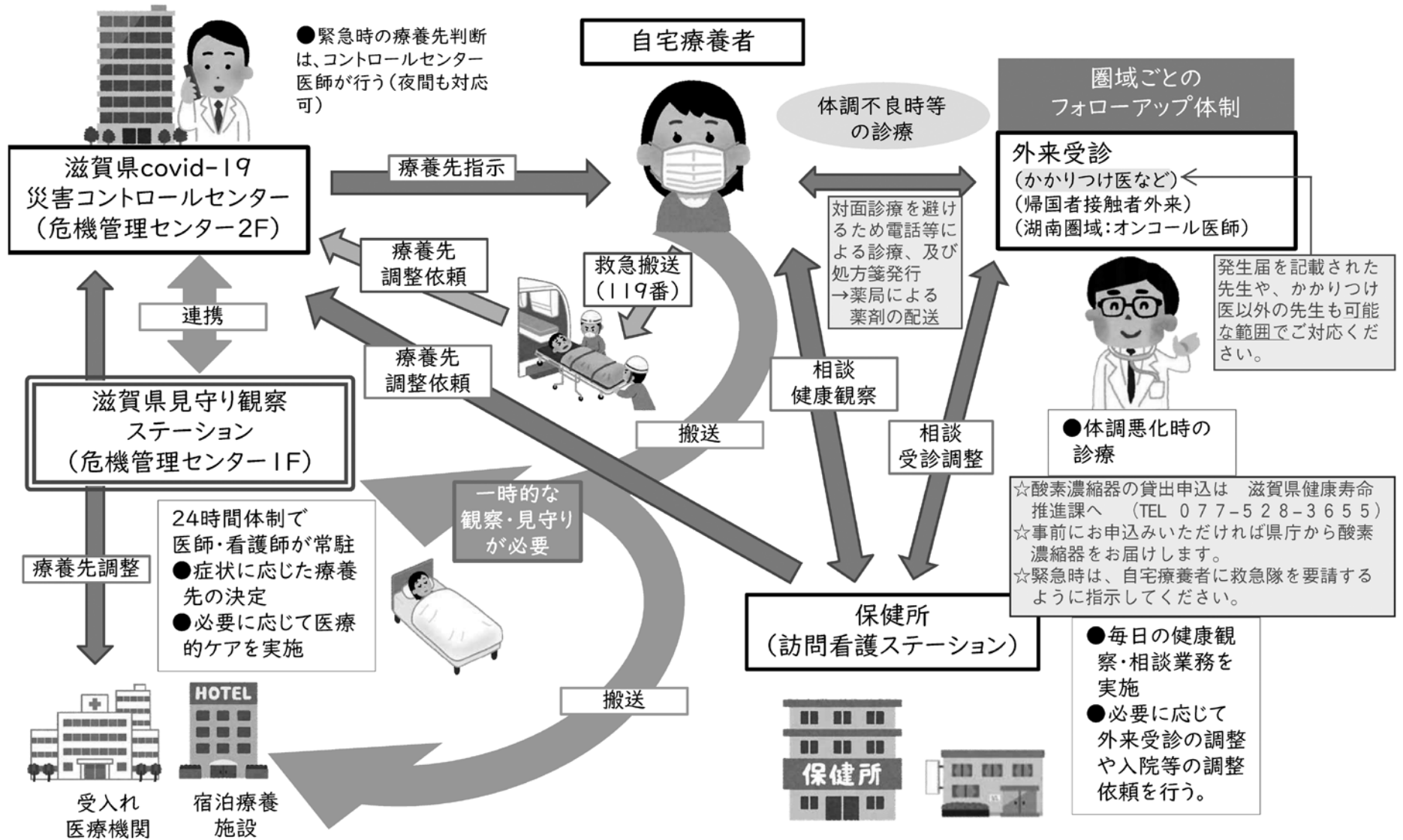
なお、往診等にあたり必要となる防護服や酸素濃縮器などの資機材については、県で一定数確保しておりますので、必要に応じてご相談いただきますようお願い申し上げます。

【参考添付】「自宅療養者に対する医療提供体制について」

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課 自宅療養支援チーム (健康寿命推進課) Tel:077-528-3655 Fax:077-528-4850
--

【参考添付】「自宅療養者に対する医療提供体制について」

自宅療養者に対する医療提供体制について



第 37 回滋賀医学会総会プログラム

テーマ：糖尿病診療の新展開

と き：令和 3 年 11 月 13 日（土） 14：30～18：00

ところ：琵琶湖ホテル 3 階「瑠璃」（Web 配信併用）

総合司会 副学会長 中 村 隆 志

14：30 開会挨拶

滋賀県医師会 会長 越 智 眞 一

14：40【講演 1】

60 分

座長 滋賀医学会運営委員会 委員 太 田 志 朗

「インスリン発見 100 年

糖尿病診療の現在・過去・近未来」

滋賀医科大学 内科学講座（糖尿病内分泌・腎臓内科）

教授 前 川 聡 先生

<休憩 5 分程度>

15：45【講演 2】

60 分

座長 滋賀医学会運営委員会 委員 山 田 哲 博

「糖尿病性腎臓病の治療に希望の光が」

金沢医科大学 客員教授

社会医療法人誠光会 草津総合病院

病院長 古 家 大 祐 先生

<休憩 10 分程度>

16：55【講演 3】

60 分

座長 滋賀医学会運営委員会 委員 鈴 木 孝 世

「糖尿病性神経障害の診断と治療：現状と展望」

愛知医科大学医学部 先進糖尿病治療学寄付講座

教授 中 村 二 郎 先生

17：55 閉会挨拶

滋賀医学会 学会長 三ッ浪 健 一

日本医師会生涯教育制度 3.0 単位

CC63. 四肢のしびれ (1 単位)、CC73. 慢性疾患・複合疾患の管理 (1 単位)、CC76. 糖尿病 (1 単位)

日本内科学会認定総合内科専門医認定更新 2 単位（申請中）

(健Ⅱ317F)

令和3年9月14日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

季節性インフルエンザワクチンの供給について

標記については、今冬の供給予定量が、昨年より減少し、遅れたペースで供給される見込みである旨、令和3年9月1日付（健Ⅱ298F）をもって貴会宛てにご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）長宛に通知がなされ、本会に対しても別添の周知協力方依頼がありました。

本通知で示された医療機関における留意点の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○13歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き「1回注射」であり、必要量に見合う量のワクチンを購入すること等を徹底すること

○ワクチンの予約・注文は、供給ペース、昨年の納入時期・使用実績及び新型コロナウイルス感染症の感染予防等を行いながら接種することができる人数を正確に把握した上で、接種希望者から申込があった段階で必要に応じて行うことが望ましいこと

○返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと（厚生労働省は、ワクチンを返品した医療機関について、名称及びその理由等について、情報収集を行う予定で、接種シーズン終盤に当該医療機関等の名称を公表することがあるとしております）

○「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」を参照すること（平成30年3月14日付日医発第1155号（保217）（地Ⅰ330）参照）

医政経発0910第1号
健 健 発0910第1号
健 感 発0910第6号
令和3年9月10日

公益社団法人 日本医師会感染症危機管理対策室長 釜 范 敏 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省健康局健康課長

厚生労働省健康局結核感染症課長



季節性インフルエンザワクチンの供給について

標記について、今般、別添（写）のとおり、都道府県衛生主管部（局）宛てに通知を発出したところです。

関係各位におかれましては、別添（写）について、貴管下の会員各位に対し周知するとともに、ワクチンの円滑な流通について、関係者との連携に努めていただくようお願いします。

(写)

医政経発0910第1号
健 健 発0910第1号
健 感 発0910第6号
令和3年9月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長
厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

季節性インフルエンザワクチンの供給について

季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の供給について、貴職におかれては、下記の事項について、予防接種法（昭和23年法律第68号）上の実施主体である市区町村や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、ワクチンの円滑な流通について関係者との連携に努めていただくようお願いします。

記

1. ワクチンの供給予定量等について

今冬のインフルエンザシーズンのワクチンの供給予定量は、令和3年8月時点で約2,567万本から約2,792万本（1mLを1本に換算）の見込み（別紙1参照）です。昨年は10月第5週の時点で供給量全体の90%程度のワクチンが出荷済みでしたが、今冬はこれよりも遅れたペースで供給される見込み（別紙2参照）です。今年は10月第5週の時点では出荷見込み量全体の65%程度の出荷量にとどまる一方、11月から12月中旬頃まで継続的にワクチンが供給される見込みです。

2. ワクチンの安定供給に係る対策について

今年度のワクチンの供給量は昨年度よりも少ないことを踏まえて、ワクチンの効率的な使用と安定供給が重要であることから、医療現場では改めて、

① 13歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き「1回注射」であることを周知徹底する

② 必要量に見合う量のワクチンを購入すること等を徹底する

ことをお願いします。また、卸売販売業者においては、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行うようお願いします。

さらに、以下の事項について、貴管内関係者に対して周知し、かつ協力を要請いただくとともに、各都道府県においても、必要な準備をお願いします。

- (1) 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）に基づくインフルエンザの定期的予防接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチン接種にあたり、これらの者への接種の機会が確保できるよう配慮をお願いします。

ア 65 歳以上の者

イ 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活在極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者

- (2) 13 歳以上の者に係るワクチンの用法・用量は、いずれの製造販売業者の製品においても、「13 歳以上のものについては、0.5mL を皮下に、1 回又はおよそ 1～4 週間の間隔をおいて 2 回注射する。」とされておりますが、世界保健機関は、ワクチン（不活化ワクチンに限る。）の用法について、9 歳以上の小児及び健康成人に対しては「1 回注射」が適切である旨の見解が示されていることから、13 歳以上の者が接種を受ける場合にあっては、医師が特に必要と認める場合を除き、「1 回注射」が原則です。

- (3) ワクチンは、製品によっては、同一バイアルで複数回投与できるようにバイアル内に十分な薬液量が充填されています。同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努めるようお願いいたします。

なお、このような製品に関して、既に一部の接種液が吸引されているバイアルを使用する場合は、最初の吸引日時を確認し、最初の吸引から 24 時間を経過していた場合は使用せず、適切に廃棄してください。

- (4) 各都道府県においては、管内市区町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の体制等を取り決めておくようお願いいたします。

ア 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況を短期間（3 日間程度）に把握することが可能な体制

イ ワクチンの偏在等があった場合の、卸売販売業者の在庫に係る融通方法

ウ 接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法

エ 貴管内市区町村との連携の方法及び役割分担

- (5) 11 月から 12 月中旬にかけてワクチンが継続的に供給される見込みであることを踏まえ、ワクチンの製造販売業者及び卸売販売業者は、医療機関等の関係者に対して、ワクチンに関する今後の製造量、納入時期等について綿密な情報提供を行うようお願いいたします。

- (6) ワクチンの予約・注文については、以下の点に留意してください。

ア 医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、今年度のワクチンの供給ペース、昨年度の使用実績及び新型コロナウイルス感染症の感染予防等を行いながら接種することができる人数を正確に把握した上で、例えば、接種シーズン開始前に、昨年度の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、製品のロットを指定して早期の一括納入を

求めること等、必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは厳に慎んでください。

また、ワクチンの予約・注文は、ワクチンの供給ペースを考慮することが望ましく、また、接種希望者から申し込みがあった段階で必要に応じて行うことが望ましいです。

イ 卸売販売業者は、医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、ワクチンに関する在庫量等について綿密な情報提供を行ってください。

ウ 卸売販売業者は昨年度の納入実績及び返品実績を確認するとともに、医療機関等から追加注文を受ける際には、ワクチンの偏在が起これないように、初回注文で納入した医療機関等の在庫を確認した上で、随時、必要量を供給してください。

なお、卸売販売業者は、昨年度に納入実績のない医療機関等から新たにワクチンの注文があった場合には、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要がありますが、新規開業の医療機関等が不利とならないよう、配慮をお願いします。

(7) ワクチンの大量注文を行う医療機関等に対して、一度にワクチンが納入された場合、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は昨年度の納入実績及び返品実績を確認するとともに、当該医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いてはワクチンの分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力するようお願いします。

(8) 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え、その後返品を行うことは安定供給の妨げになるため、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようお願いします。

なお、ワクチンの製造販売業者等から、昨シーズンは 50 万本以上のワクチンの返品があった旨の報告を受けています。厚生労働省は、ワクチンの返品状況の実態を把握するため、ワクチンを返品した医療機関の名称及びその理由等について、関係者への情報提供を前提に情報収集を行う予定です。また、接種シーズン終盤にワクチンを返品した医療機関等の名称を公表することがあります。

併せて、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（平成 30 年 1 月 23 日厚生労働省医政局長・保険局長通知）にも返品の扱いについて示されていますので、参照してください。

(9) 卸売販売業者は、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行うとともに、(1) のとおり、定期の予防接種の対象者への接種機会が確保できるよう、随時、必要なワクチンの供給を行い、ワクチンの偏在が起これないよう配慮をお願いします。また、(4) も踏まえ、必要に応じて都道府県及び市区町村と連携してください。

(10) 貴管内でワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、関係者に対する聴取や調査等を行って貴管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、(4) の管内関係者の取り決めも踏まえ、地域間の融通等を行ってください。

なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行って

ください。

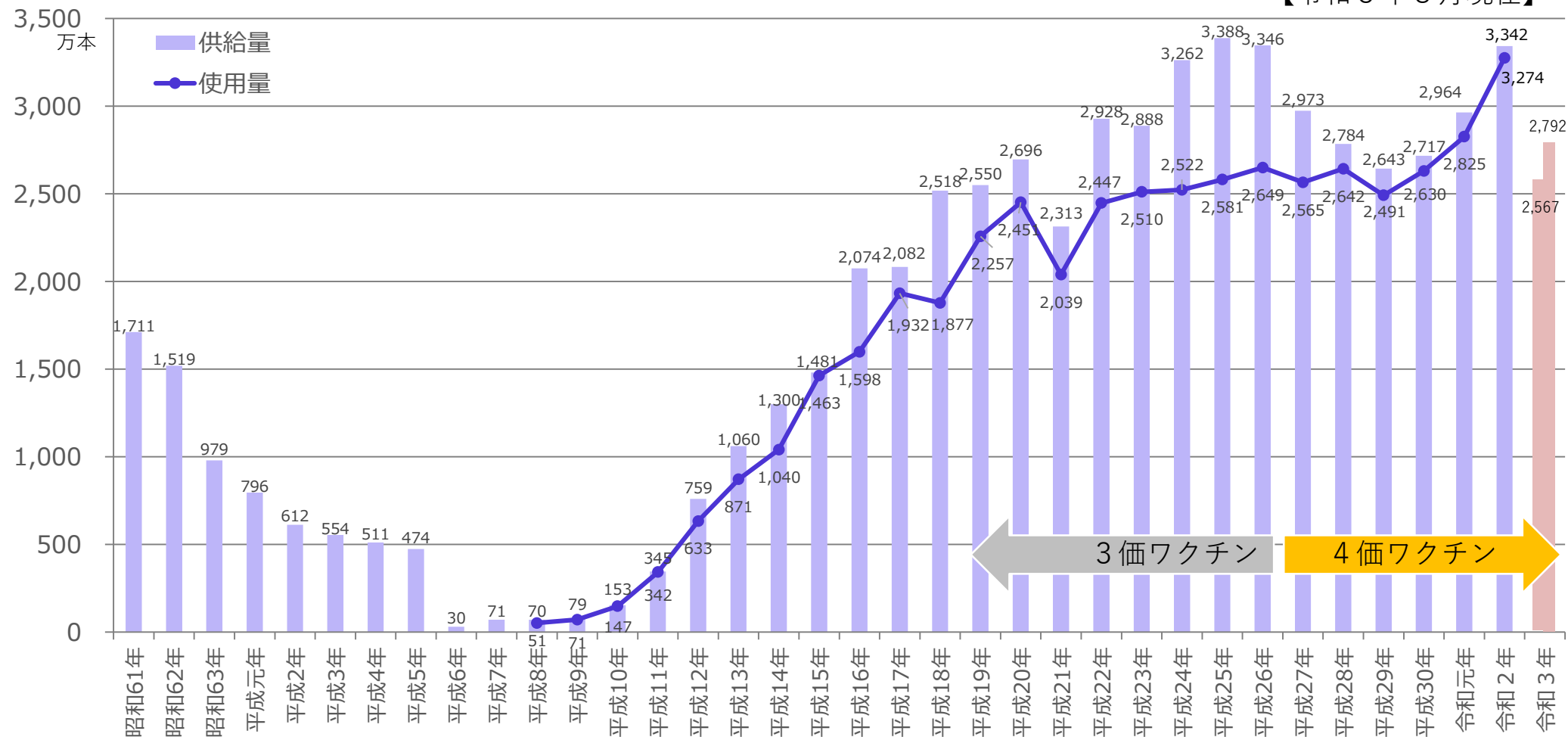
その上でなお、ワクチン供給の滞りや偏在等の問題が解消されない場合には、厚生労働省健康局健康課予防接種室に対し、その状況を報告するようお願いします。

- (11) その他、今後、ワクチンの需給が逼迫する事態が発生した場合には、必要に応じて、更なる安定供給対策の実施等について協力を依頼することがあります。

2021/22シーズンのインフルエンザワクチンの供給量の見込み 別紙 1

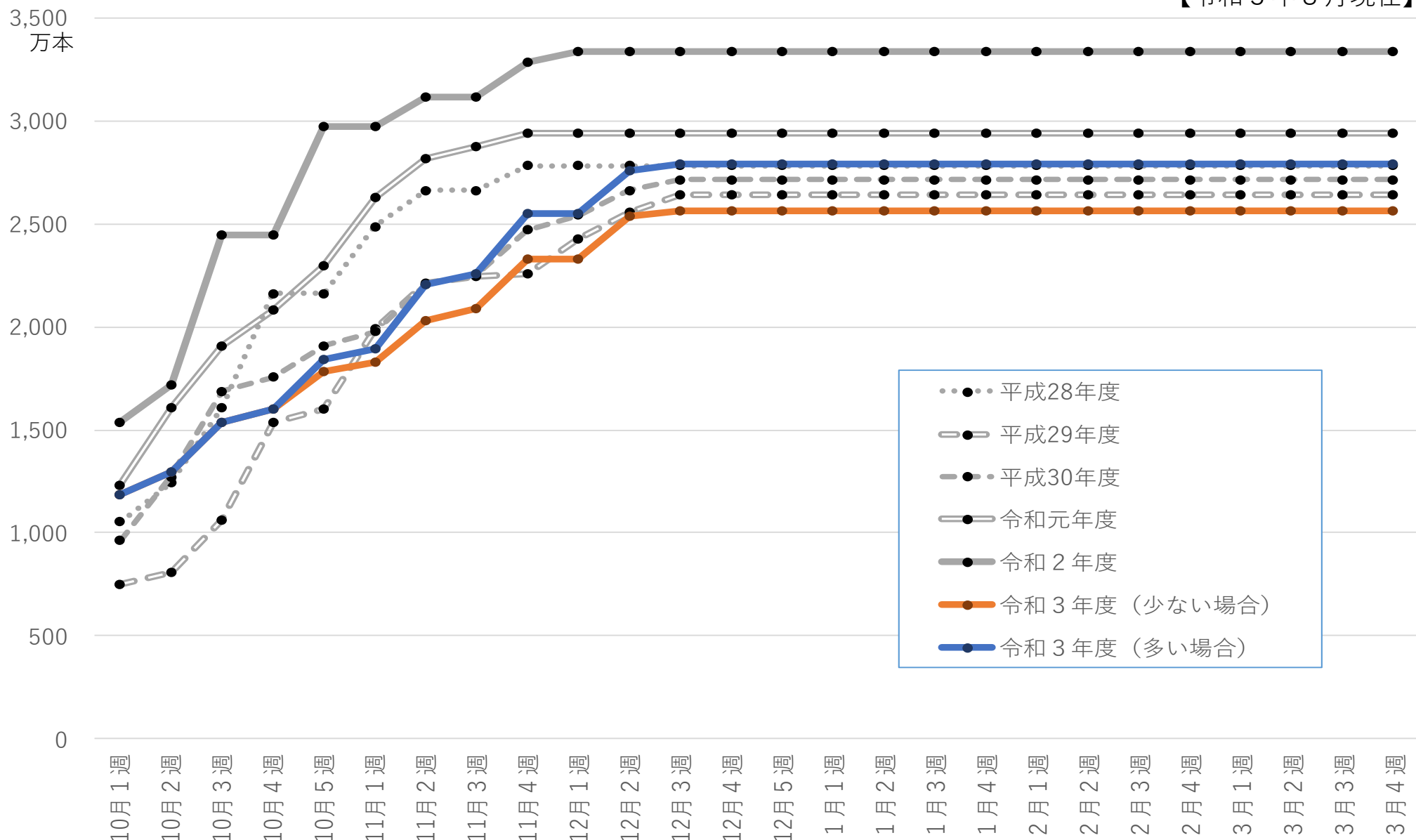
- 今年度のインフルエンザワクチンは、製造効率等が特に良かった昨年度とは異なり、例年と同程度の製造効率等である。
- 平成8年以降で最大となった昨年の使用量と比較すると少ないが、例年の使用量に相当する程度は供給される見込み。

【令和3年8月現在】



2021/22シーズンにおけるインフルエンザワクチンの供給（週次） 別紙 2

【令和 3 年 8 月現在】



注1) 供給量は、いずれも1mL換算。

注2) 週の表示は金曜日を基準としている。

注3) 令和3年8月現在でワクチン製造は完了していないため、製造効率の変動等に一定の仮定を置いて供給量及び供給時期を算出。

(税経 46) (地 288) (健Ⅱ 311)

令和 3 年 9 月 10 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 松本 吉郎

(公印省略)

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保
支援補助金に関する申請書の提出期限について (再周知)

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金については、令和 3 年 4 月 12 日付文書(日医発 47 号、税経 9 号)でお知らせしているところです。

この補助金の申請書の提出期限は令和 3 年 9 月 30 日(当日消印有効)とされています。期限が近づいておりますので、改めてご連絡申し上げます。

本補助金は、原則として、「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けた医療機関等は対象外となります。ただし、同補助金の申請日以降に新たに診療・検査医療機関(仮称)の指定を受けた医療機関については、同補助金の補助基準額(上限額)が本補助金の補助基準額(上限額)より低い場合は、差額について本補助金の申請をすることができます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会管下の関係医療機関への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

※本補助金に関する資料は、Q&A、交付申請書とともに厚生労働省の下記サイトに掲載されていますのでご参照ください。交付申請書(エクセルシート)等は下記サイトよりダウンロードしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

○厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933 (平日 9:30~18:00)

事業目的

国による直接執行

(令和2年度第三次補正予算額：212億円)

- 診療・検査医療機関(仮称)については、都道府県の指定に基づき専ら発熱患者等を対象とした外来体制をとる医療機関であり、新型コロナの感染が急速に拡大する中で、院内等での感染拡大を防ぎながら発熱患者等に対する診療・検査を提供することができるよう、緊急的臨時的な対応として、感染拡大防止等の支援を行う。

事業内容

〔対象医療機関〕

院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関(仮称)

- ※ 当該医療機関については、少なくとも令和3年9月30日まで診療・検査医療機関(仮称)として継続すること。
- ※ 「診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援」又は「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」のどちらかの補助を受けることができる(両方の補助を重複して受けることはできない)。
- ※ 令和2年度第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」の補助を受けた医療機関も補助対象となる。
- ※ 令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の感染拡大防止等の補助を受けた医療機関は対象外。
- ※ 令和2年度第三次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の補助を受けた医療機関は原則として対象外。ただし、同補助金の申請日以降に新たに診療・検査医療機関(仮称)の指定を受けた医療機関は、同補助金の補助基準額が本補助金の補助基準額より低い場合は、差額について本補助金の申請が可能。

〔補助基準額〕 以下の額を上限として実費を補助

- ・ 診療・検査医療機関(仮称) 100万円

〔対象経費〕 令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)

- ※ 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる。

例：消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、寝具リース、CTリース等

事業目的

国による直接執行

(令和2年度第三次補正予算額：858億円)

- 新型コロナの感染が急速に拡大する中で、医療機関・薬局等においては、それぞれの機能・規模に応じた地域の役割分担の下で、必要な医療提供を継続することが求められる。
- 医療機関・薬局等において、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供することができるよう、緊急的臨時的な対応として、感染拡大防止等の支援を行う。

事業内容

〔対象医療機関〕

院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、助産所

- ※ 「診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援」又は「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」のどちらかの補助を受けることができる（両方の補助を重複して受けることはできない）。
- ※ 令和2年度第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」の補助を受けた医療機関も補助対象となる。
- ※ 令和2年9月15日の予備費による「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」の感染拡大防止等の補助を受けた医療機関については、令和2年度第三次補正予算の「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」の方が補助上限額が高い場合は、差額分を補助。
- ※ 令和2年度第三次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の補助を受けた医療機関等は対象外。

〔補助基準額〕 以下の額を上限として実費を補助

- ・ 病院・有床診療所（医科・歯科） 25万円＋5万円×許可病床数
- ・ 無床診療所（医科・歯科） 25万円
- ・ 薬局、訪問看護事業者、助産所 20万円

〔対象経費〕 令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）

- ※ 感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる。
例：消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、寝具リース、CTリース等
- ※ 看護師等が消毒・清掃・リネン交換等を行っている場合は³⁵、看護師等の負担軽減の観点から、本補助金を活用して、民間事業者に消毒・清掃・リネン交換等を委託することが可能。

令和3年度

「診療所・病院の外来部門で働く 看護職のための認知症対応力向上研修」

認知症高齢者が増加する中、地域や在宅での対応力向上が求められています。

この研修は、認知症の理解をより深め、医師との連携のもとに認知症の人と家族への支援等を担えることを目的に開催します。

今年度は草津市1ヵ所の開催となりますが、是非ご参加いただきますよう、ご案内いたします。

日 時： 令和3年12月3日（金） 14時10分～16時30分
（受付14時00分～）

場 所： 滋賀県看護研修センター（草津市大路二丁目11番51号）
※ 駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください。

講 師： 成 田 実 氏（豊郷病院 副院長）
名賀石 志保 氏（近江温泉病院 認知症看護認定看護師）

対 象： 診療所・病院の外来部門で働く看護職

内 容： ・ 認知症の疾患理解
・ 認知症の方や家族への対応

申し込み： 滋賀県看護協会 研修申し込みサイトかFAXにてお申込みください。

応募期間： 令和3年10月1日（金）～10月15日（金）

定 員： 50名

受講料： 無料



新型コロナウイルス感染状況により、研修方法を変更する場合があります。

【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県看護協会 教育部

〒525-0032草津市大路2丁目11番51号

TEL：077-564-6699（直通） FAX：077-562-8998

FAX送信

令和3年度 <診療所・病院の外来部門で働く看護職対象> 認知症対応力向上研修 受講申込書

標記研修に下記のとおり申し込みます。

令和3年10月 日

連絡先	施設名	
	施設住所	〒
	担当者名	
	T E L	
	F A X	

氏 名	職種 (該当に○)	看護協会入会確認 (該当に○)
	看 ・ 准看 ・ 保 ・ 助	・ 会員 ・ 非会員 県会員番号 (6 ケタ) ()
	看 ・ 准看 ・ 保 ・ 助	・ 会員 ・ 非会員 県会員番号 (6 ケタ) ()
	看 ・ 准看 ・ 保 ・ 助	・ 会員 ・ 非会員 県会員番号 (6 ケタ) ()
	看 ・ 准看 ・ 保 ・ 助	・ 会員 ・ 非会員 県会員番号 (6 ケタ) ()
	看 ・ 准看 ・ 保 ・ 助	・ 会員 ・ 非会員 県会員番号 (6 ケタ) ()

☆ 受講可否につきまして、決定後通知いたします。

令和3年10月1日(金)～10月15日(金)までに、お申し込みください。

<送信先> FAX 077 - 562 - 8998

公益社団法人 滋賀県看護協会 担当：西川・高山

診療所や外来部門・訪問看護・
福祉施設等で働く看護職の方へ

研修の
ご案内

診療所だからこその強みを 活かした看護実践

～患者さんの身近な支援者になるために～

日 時：令和4年1月13日(木)13:50～16:30 受付13:30～

会 場：滋賀県看護研修センター
草津市大路二丁目11番51号

※駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください

講 師：小野 美雪 氏 草津総合病院
家族支援専門看護師

実践報告：今井 直子 氏 小西醫院 在宅医療部 看護師
山脇 千佐 氏 石塚内科クリニック 看護師長

対 象：診療所や外来部門・訪問看護・高齢者施設・障害者施設等
多様な分野で働く看護職



診療所は在宅医療ケアの要としてその役割が重要です。
しかし診療所で働く看護職は少人数であり研修に参加して
いただく機会も少ない現状にあります。そこで、診療所等で治
療を受け在宅で療養されている方を支えるために家族をどの
ように支えるか、病院内での看護活動を通して家族支援専門
看護師として活躍されている講師から診療所看護師の活躍の
無限の可能性や家族を支えることの重要性を学び、滋賀県内
の看護職の現場力の向上を目指すことを目的としています。

申込〆切：12月24日(金) 滋賀県看護協会研修申し込みサイトかFAXにて
お申し込みください。

参加費
無料

公益社団法人滋賀県看護協会 教育部

〒525-0032滋賀県草津市大路2丁目11-51

TEL:077-564-6699 (教育部) FAX:077-562-8998



研修会申込書(FAX 送付状)

申し込み締め切り：12月24日（金）

公益社団法人滋賀県看護協会 教育部 あて

FAX 077-562-8998

※研修申し込みサイトよりお申込みの場合は、公益社団法人滋賀県看護協会のホームページより研修申し込みサイトへ進みください。

**研修名：診療所だからこそその強みを活かした看護実践
～患者さんの身近な支援者になるために～**

開催日時：令和4年1月13日（木）13:50～16:30

標記研修会を下記のとおり申し込みます。

令和3年 月 日

施設名

担当者名

電話番号

e-mail

職名	氏名	看護協会員	会員番号(6桁)	備考
		会員・非会員		
		会員・非会員		
		会員・非会員		

意見交換や講師に確認したい内容があればご自由にご記入ください。

＜アルコール依存症治療拠点機関事業＞

日本専門医機構認定共通講習（その他：地域医療 2 ポイント）

令和 3 年度 アルコール健康障害対応研修実施要領

1, 目的

アルコール健康障害の方に早期介入することは、アルコール依存症重症化の予防にもつながり、重要とされています。令和 3 年 3 月に発表された、アルコール健康障害対策推進基本計画（第 2 期）では、「医療連携の推進（内科、救急などの一般医療と専門医療の連携）」があげられています。

当県では滋賀県アルコール健康障害対策推進計画に基づき様々な施策を進めており、その中で当センターは治療拠点機関として選定されています。

そこで、県内の内科医含む開業医・産業・福祉分野の支援者にむけて、アルコール依存症の基本的な知識と対応を知ってもらうことによる県内の SBIRTS 普及啓発（スクリーニングならびに早期介入・連携）を目的に下記研修を開催します。

2, 実施日時 令和 3 年 10 月 24 日（日） 13 時～16 時

3, 内容

- 13 時～15 時 講演「飲酒問題を抱える方の生活習慣病リスクと
地域の医療機関の連携」
講師 独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター
臨床研究部部長 医師 横山 顕 氏
- 15 時～16 時 好連携事例報告、質疑応答

4, 実施場所 滋賀県立総合病院 研究所講堂

5, 対象者

- ・県内の精神科・内科などの医療従事者
- ・産業・福祉分野の従事者

6, 主催 滋賀県立精神医療センター

7, 参加費 無料

8, 定員 50 名

9, 申し込み

- ・チラシ裏面の申込書（当院ホームページ上にも掲載）により、FAX で申し込み（FAX:077-567-5033）
- ・申込書内容を記入し、メールで申し込み（E-mail:nb0404@pref.shiga.lg.jp）

日本専門医機構認定共通講習（その他：地域医療 2ポイント）

令和3年度 アルコール健康障害対応研修

飲酒問題を抱える患者さまへの診療、対応に難しさを感じておられないか。
飲酒を原因として、転倒骨折を繰り返す、体調不良を訴え点滴を受けに来るが、原因が飲酒であると説明しても、なかなか改善しない。こうした飲酒問題を抱える難しさにどのように対応すればよいのかを考える研修会を開催いたします。
ぜひご参加ください。

【プログラム】

13:00-15:00 講演

「飲酒問題を抱える方の生活習慣病 リスクと地域の医療機関の連携」

講師：横山 顕 医師

久里浜医療センター 臨床研究部部長
慶應義塾大学医学部 内科客員講師

講師略歴：昭和62年より久里浜医療センターに勤務、医学博士

（受賞歴）平成7年度 慶應義塾大学医学部三四会「三四会賞」受賞

「内視鏡的ヨード染色を用いたアルコール依存症における早期食道癌スクリーニングの成功」

平成10年度 慶應義塾大学医学振興財団「特別奨励研究」受賞

「アルコール代謝と発癌に関する研究」

平成21年度 慶應義塾大学医学部三四会「北島賞」受賞

「飲酒関連食道・頭頸部癌の危険因子と予防に関する研究」

15:00-16:00 事例紹介～病院連携がうまくいった事例～

日時：2021年10月24日（日）

13:00～16:00

場所：滋賀県立総合病院 研究所講堂

対象者：医療・行政・福祉関係者

参加費：無料（先着50名）

主催：滋賀県立精神医療センター

共催：滋賀県立総合病院

後援：一般社団法人滋賀県医師会、滋賀県

会場周辺図



※工事のため、最新情報は
県立総合病院HPでご確認ください

申し込みフォーム

フリガナ ①お名前	②ご所属	③ご職業
(代表者)		

メールアドレス 代表者を窓口とさせていただきます	
------------------------------------	--

申し込み方法：申し込みフォームに必要事項を記入しFAXでお申し込み頂くか、下記のメールアドレスにフォームの必要事項を記載し、メールにてお申し込みください。

申し込み期限：10月15日（金）

申し込み先：**FAX：077-567-5033**

メール：nb0404@pref.shiga.lg.jp

ご不明な点がございましたら、上記メールアドレスまでお問い合わせください。

事 務 連 絡
令和3年(2021年)8月30日

県立学校学校医 様

高等学校等における抗原簡易検査の実施について(お願い)

滋賀県教育委員会保健体育課長

平素は、県内児童生徒の健康管理につきまして多大の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年8月17日に政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「対処方針」という。))が改訂され、大学及び高等学校、特別支援学校等に対して、抗原検査簡易キット(以下「キット」という。))の配布を進め、このキットを活用し感冒様症状(発熱、せき、のどの痛み等)のある者に対する積極的検査を実施することが示されました。

高校等でキットを使用するには検査実施体制、検査実施後の対応等に一定の条件がありますので、別添の「滋賀県 高校等における抗原簡易キット活用マニュアル」、「高校等における抗原簡易キットの活用の手引き」等により各校において体制づくりを進めてまいります。

つきましては、各校より学校医の先生方に体制づくりにかかわる相談がありますので、御多用のところ大変申し訳ありませんが、相談対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、体制が整わない学校は検査の実施は行わないこととしております。

*検査の流れやお知りおきいただきたい内容は別紙のとおりです。

【担当】

滋賀県教育委員会事務局保健体育課
保健安全・給食係 中尾
TEL:077-528-4614

県立学校における抗原簡易キットを使った検査について

滋賀県教育委員会

1 はじめに

国の対処方針により、新型コロナウイルス感染症の初期症状と疑われる感冒様症状(咳、咽頭痛、発熱など)がみられる者に対する積極的検査を実施することになりました。(実施体制の整った学校のみ)

現在は、症状がある生徒・教職員が登校・出勤せず自宅で休養することを徹底しておりますので、このキットの使用は登校後・出勤後に体調の変調を来した場合であって、生徒の場合は保護者が迎えに来ることができない場合や迎えに来たとしても直ちに医療機関を受診できない場合等に限定されます。

(なお、検査結果が陰性であっても活動を継続できるわけではなく、医療機関の受診や自宅待機をする必要があることを生徒・教職員には周知します。)

2 検査対象者・実施条件

検査対象者

感冒様症状(咳、咽頭痛、発熱など)を訴える

- ①登校・出勤している生徒や教職員
- ②寮や寄宿舍で生活している生徒
- ③部活動等の課外活動(大会や合宿など)に参加している生徒

実施条件

- ①保護者が迎えに来ることができない、あるいは迎えに来てても直ちに医療機関を受診できない
- ②同意書がある
(事前に検査の趣旨や性質、方法を十分に説明しています)
- ③陽性となった場合、保護者が迎えに来ることができる
(できるだけ公共交通機関は使用しないように伝えます)

3 検査実施の流れ

1 登校後、(発熱、咳、咽頭痛などの)有症状者を確認

□保護者に連絡。医療機関受診可能か確認。

×

□「不可」の返事であれば、同意書の有無、保護者・本人の検査実施意思を確認し、学校長の判断で検査実施の決定。

医療機関受診

「可能」の返事があれば、保護者が迎えに来て医療機関を受診(*1)

2 検査実施 *「校内マニュアル」を確認しながら実施

*1 どうしても、当日に医療機関受診できない場合は、自宅にて待機。できるだけ早く医療機関に連絡し、受診方法等の指示を仰ぐ。学校医の属する医療機関にて受診しなかった場合でも検査を実施したことを連絡する。

4 検査実施後の対応

滋賀県教育委員会としては、生徒の検査結果が陽性であった場合にはまず各学校医の先生方に診断(電話診療でも構いません)のうえ、「新型コロナウイルス感染症 発生届」を書いていただくことが本来と考えています。しかしながら、常に学校医の先生方と電話等がつながるとは限りませんので、早急に発生届を書いていただけるよう考えております。次の流れを参考に、学校医の先生方と各校で検査実施後の対応を御検討ください。

医療受診相談体制

陽性の場合、および判定が困難であった場合

学校医に相談

対応○

対応
×

学校医が電話での診断に対応いただけるようであれば依頼。
①検査結果、②検査キットの結果の写真、③医師連絡用紙等(*2)を学校医にメールかFAXする。
*「新型コロナウイルス感染症 発生届」は学校で聞き取りの上、可能な限り記載しておく。学校医にはその内容をすみやかに確認いただき、電話診療の内容もふまえて医師氏名欄等に御記入いただく。

学校医が対応不可の場合は、電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関(*3)のリストの中から生徒の保護者が選択し、その医師に電話での診断を依頼し、「新型コロナウイルス感染症 発生届」の医師の氏名欄等に御記入いただく。

*2 医師連絡用紙等は「新型コロナウイルス感染症 発生届」と「保健所連絡用紙」とする。

*3 他に家族が希望する近隣医療機関での受診が可能であればそちらに相談しても構わない。その際も電話や情報通信機器を用いての診療が可能か確認し、受診方法などの指示を仰ぐ。
どうしても、当日に医療機関に受診できない場合は、自宅にて待機。できるだけ早く医療機関に連絡し、受診方法等の指示を仰ぐ。

学校は学校医にその後の対応および受診結果を報告する。

陰性の場合

症状が快癒するまで自宅待機。症状が改善しない場合には学校医あるいは電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関のリストの中から生徒の保護者が選択した医師に連絡のうえ、指示を仰ぐ。

各県立学校学校医、市立・町立学校(幼稚園、保育園)学校医(園医)をされている先生方へ

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園において 抗原簡易キットによる検査を実施し、検査結果が陽性であった場合の 医療機関受診相談体制の確保」へのご協力について

政府においては、新型コロナウイルス感染症のクラスターの大規模化や、医療のひっ迫を防ぐ観点から、各幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育園（以下「学校等」という）に対して、抗原定性検査を迅速かつ簡易に実施するための検査キットの配布を進め、この検査キットを活用し感冒様症状（発熱、せき、のどの痛み等）のある者に対する積極的検査を実施することとしました。

このことを受け、文部科学省及び厚生労働省が各学校等へ配布する検査キットは、教職員が使用することを基本的に想定しています。また、児童・生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、学校が保護者に連絡の上速やかに帰宅させて医療機関を受診することが原則ですが、すぐに保護者が迎えに来ることができずに帰宅することが困難な場合や、帰宅しても直ちには医療機関を受診できない場合に、小学校4年生以上の児童・生徒本人が検査キットを使用することとされています。

各学校で検査キットを使用するには検査実施体制、検査実施後の対応等に一定の条件がありますので、「滋賀県高校等における抗原簡易キット活用マニュアル」等により各学校において体制づくりを進めてまいります。（体制が整わない学校は検査の実施は行わないこととしています。）

つきましては、各学校等から学校医（園医）の先生方に、本検査キットによる検査結果が陽性であった場合の「医療機関受診相談体制」に関して相談がありましたら、相談に応じていただきますようお願いいたします。

なお、県医師会としては、学校で抗原簡易キットを実施して陽性の結果が出た場合は、すみやかに診断し「新型コロナウイルス感染症 発生届」等を保健所に届け出る必要がありますので、まずは学校から学校医の先生に相談の連絡を入れていただき、学校医の先生が対応いただけるようであれば、「①検査結果、②検査キットの結果の写真、③医師連絡用紙等」を学校からファックス又はメールで送ってもらい、陽性者との対面診療をできるだけ避ける観点から電話等を用いて診療し、その内容も踏まえて医師氏名欄等に記入いただきたいと思います。

学校医の先生が事情があってすぐに対応いただけない場合は、「滋賀県における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関」のリストの中から、生徒の保護者が受診先を選択し、その医師に電話での診療を依頼し、診断の上「新型コロナウイルス感染症 発生届」の医師の氏名欄等に記入いただくという流れを滋賀県教育委員会に提言しております。

新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業 概要

○目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障害者施設等において体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づき（以下、「イベント」という。）をもとに早期に検査を行う、いわゆるイベントベースサーベイランス（EBS）を実施する

○対象者

県内の高齢者施設、障害者施設、学校、幼稚園、保育関連施設に属する施設職員、利用者、児童、生徒、園児

○検査基準

以下に示す指標を参考に、各施設が普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合、該当するフロアやクラスを単位として広く検査を実施

1. 高齢者施設、障害者施設の場合は、職員、利用者において、風邪様症状者（37.5度以上の発熱または上気道炎（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳））がユニット単位で直近7日間に2名以上、またはフロア単位で直近7日間に1割以上のいずれかに該当する場合
2. 学校、幼稚園、保育関連施設の場合は、学校サーベイランスシステムにおいて、風邪症状者のアラートが表示された場合、または風邪様症状者がクラス単位で1日に2割以上のいずれかに該当する場合

○留意事項

本事業においては、受検施設や民間検査機関との検査調整、検体回収、結果報告などを行うEBS検査総合窓口を別途委託し、保健所等の負担を軽減したうえで実施する

○検査の流れ

①風邪様症状者の情報収集

② 検査準備、調整

③ 検体採取

④ 検体提出、検査

⑤ 結果報告

⑥ 医師の診療・診断 ※結果陽性の場合

検査
申し込み

検体採取容器
の搬入

検体の提出

結果報告



各施設において、風邪様症状者の情報収集を行い、普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合は、EBS検査総合窓口を検査申し込みを行う



EBS検査総合窓口が、民間検査機関および対象施設と日程調整等を行い、検体採取容器の搬送、採取方法の説明等を行う



各施設で、対象者のだ液を採取し、検査機関に提出（EBS検査総合窓口が取りに行き、民間検査機関に搬入する）



県が委託する民間検査機関においてPCR検査を実施し、結果をEBS検査総合窓口へ報告する



EBS検査総合窓口から、各施設に対して結果報告を行う



陽性と判明した方は、医師の診療、診断を受ける

イベントベースサーベイランス事業と文部科学省等が 実施する抗原検査キット配布事業について

	イベントサーベイランス事業	抗原簡易キット検査事業
趣旨	普段と異なる風邪様症状者の発生など、現場の気づき(イベント)をもとにした早期検査	軽症状者に対する積極的検査
検査種別(特徴)	PCR検査	抗原定性検査
検査要件	イベントが発生したクラスや部活等に属する児童・生徒および職員等全員を検査 ※ 症状を呈する方は医療機関を受診	登校後・出勤後に症状を呈した場合であって、直ちに医療機関を受診できない場合等に、 <u>該当の児童・生徒および職員等</u> を検査
検体の採取	家庭等で本人が実施(唾液)	学校等で本人が実施(鼻腔ぬぐい液)
陽性者の対応	EBS 検査総合窓口が協力医療機関と受診調整のうえ受診。 ※ 陽性判明時に登校している場合は保護者に連絡し迎えに来てもらい受診	学校医に連絡するとともに保護者に連絡し迎えに来てもらい受診

草ワ発第3329号
令和3年9月8日

一般社団法人 草津栗東医師会
会長 中嶋 康彦 様

草津市長 橋川 渉

新型コロナウイルスワクチン集団接種会場従事者への感染症対策の徹底について（依頼）
時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、両市の保健行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、日々の診療がある中で、新型コロナウイルスワクチン接種におきまして、多大なる御協力をいただき、改めまして心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大により、滋賀県への緊急事態宣言を受け、集団接種会場における感染対策を再度徹底するため、別紙のとおりといたしますので、御承知いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、集団接種会場に従事されている貴会員様へ周知いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

【送付物】

別紙「集団接種会場における感染症予防対策の徹底について」

お問い合わせ先

草津市新型コロナウイルスワクチン対策室

担当：小川・倉野

Tel 077-561-0186 Fax 077-561-2482

集団接種会場における感染症予防対策の徹底について

1. 従事前

- ・自宅で検温し、37.5度未満であることを確認ください。
- ・37.5度以上の熱や咳、息苦しさ（呼吸困難）、息切れ、強いだるさ（倦怠感）、味覚障害、嗅覚障害、咳、くしゃみなどの体調異常がある場合は従事することができません。また、従事中にそのような症状があれば、市会場運営責任者またはスタッフ管理者へ報告の上、従事を中止してください。
- ・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者になった場合およびその可能性がある場合、または同居する家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は従事することはできません。詳しくは、別紙「集団接種従事者等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の取り扱い」をご覧ください。

2. 入退場時

- ・接種会場入口で手指の消毒を行うとともに、サーモグラフィによる検温を行い、37.5℃未満であることを確認ください。

3. 従事時

- ・全ての従事者について、ウイルス拡散防止のためマスクを装着ください。マスクは顔に密着するように、正しく装着ください。（不織布マスクを推奨します。）なお、屋外従事者については、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症予防のため、マスクを外すことができます。
- ・全ての従事者（屋外従事者を除く。）について、眼からの飛沫感染防止のため、フェイスシールド（またはゴーグル）を装着ください。
- ・フェイスシールドについては、手持ちできるものを、希望者に支給します。（箱に戻して、持ち帰りができます。）
- ・手袋については、接種および薬液充填について、必須とします。その他、受付、受付票配布および接種済証明発行等、被接触者と接触する機会があるブースについては、装着を推奨します。（希望者には支給します。）

4. 消毒について

- ・業務開始、終了時および被接種者と接触した場合は、その都度、手指消毒を行ってください。
- ・被接種者がマスクを外したり、目や鼻に触れる、椅子を触る等の様子を確認した場合は、机や椅子等をアルコールタオルで拭いてください。
- ・被接種者と接触した物品は、その都度、アルコールタオルで拭いてください。
- ・従事終了後、机・椅子・物品については、全ブースにおいて、アルコールタオルまたは消毒液スプレーにより、消毒ください。

5. 休憩時について

- ・食事の際は、黙食をお願いします。会話の際は、必ずマスクをしてください。

6. その他

- ・従事者において、新型コロナウイルスワクチン接種を希望される場合は、接種を行います。市会場運営責任者またはスタッフ管理者に問い合わせください。
- ・公共交通機関を利用しない通勤方法（自家用車・自転車通勤）を希望される場合は駐車場・駐輪場の使用が可能です。駐車場・駐輪場の位置が不明な場合は、市会場運営責任者またはスタッフ管理者に問い合わせください。（近江草津徳洲会会場の駐車場は敷地外です。）
- ・ピブスについては、従事ごとに洗濯済のものを用意します。

<連絡先>

◆受診・相談センター（感染疑い時）

大津市民

T E L : 077-526-5411

F A X : 077-525-6161

メール : hoken@city.otsu.lg.jp

大津市民以外

T E L : 077-528-3621

F A X : 077-528-4865

メール : coronasoudan@shigaken.net

◆草津市新型コロナウイルス

ワクチン対策室

T E L : 077-561-0186

F A X : 077-561-2482

メール : wakuchin@city.kusatsu.lg.jp

集団接種会場（近江草津徳洲会病院）用

携 帯 : 090-1532-8032（土日のみ）

集団接種従事者等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の取り扱い

集団接種に従事した者が自身の感染が判明し、他者に感染させる可能性がある期間に集団接種会場での勤務の実績があった場合もしくはその同居の家族等が感染症に罹患あるいは濃厚接触者となった場合、またはその疑いがある場合（下記「新型コロナウイルス感染症に係る自宅待機基準」について」に定めるケースに該当する場合）は、電話・メール等の方法により、速やかに 草津市新型コロナウイルスワクチン対策室（委託業務従事者は委託元担当者）に状況を報告し、以降の対応についてその判断を仰ぐなど慎重な対応に努めるとともに、保健所等により濃厚接触者に指定された場合は、別途その指示に従ってください。その後、症状の変化やPCR検査結果が判明する等、必要な追加情報があった場合も適宜報告してください。

また、従事者から報告を受けた委託者は速やかに電話・メール等の方法により、草津市新型コロナウイルスワクチン対策室に報告ください。

■新型コロナウイルス感染症に係る自宅待機基準について

＜対象者（感染が疑われる人）が本人である場合＞

- (1) 職場等で陽性者が発生、保健所から濃厚接触者として指定を受けた
 - ➡ 保健所から指示のあった期限まで（原則、陽性者との最終接触日または症状が出た日の翌日から14日間）の自宅待機
- (2) 職場等で陽性者が発生、保健所による調査中であるが、濃厚接触者として指定される疑いがある場合（必要な感染防止策を講じずに対面で互いに手が届く距離（1m程度）で15分以上会話した場合等）
 - ➡ 保健所による調査結果が判明するまでの間は、自宅待機
- (3) 職場等で陽性者が発生、保健所から濃厚接触者として指定されなかった
 - ➡ 就業制限（自宅待機期間）はなし
 - ただし、発熱等の症状はないが、「接触者」として、保健所からPCR検査を受けるよう指示された場合は、PCR検査の結果が出るまでの間は、自宅待機（結果が陰性の場合には保健所からの指示に従い、出勤可能）
- (4) 発熱や倦怠感、息苦しさ等（以下「発熱等」という。）の症状がある
 - ➡ 症状が出ている間は、自宅待機
 - ➡ 早急に医療機関を受診。症状がなくなれば出勤可能
- (5) 発熱等の症状があり、医療機関を受診し、医師の指示によりPCR検査を受けた
 - ➡ PCR検査の結果が出るまでの間は、自宅待機（結果が陰性の場合、結果が出た日の翌日から3日間の自宅待機）
 - ただし、発熱等の症状が続いている場合は、症状が治まってから3日間経過すれば、その翌日から出勤可能
- (6) 自らの意思（または職場からの指示）でPCR検査を受けた
 - ➡ 結果が陰性の場合、就業制限（自宅待機期間）はなし

＜対象者（感染が疑われる人）が同居の家族等である場合＞

- (1) 勤務先、就学先（学校・園等）で陽性者が発生、保健所から濃厚接触者として指定を受けた
➡ PCR検査の結果が出るまでの間は、自宅待機（結果が陰性の場合には出勤可能）
- (2) 勤務先、就学先（学校・園等）で陽性者が発生、保健所による調査中であるが、濃厚接触者として指定される疑いがある場合（必要な感染防止策を講じずに対面で互いに手が届く距離（1 m程度）で15分以上会話した場合等）
➡ 保健所による調査結果が判明するまでの間は、自宅待機
- (3) 勤務先、就学先（学校・園等）で陽性者が発生、保健所から濃厚接触者として指定されなかった
➡ 就業制限（自宅待機期間）はなし
ただし、発熱等の症状はないが、「接触者」として、保健所からPCR検査を受けるよう指示された場合は、PCR検査の結果が出るまでの間は、自宅待機（結果が陰性の場合には出勤可能）
- (4) 発熱等の症状がある
➡ 症状が出ている間は、自宅待機
➡ 早急に医療機関を受診。症状がなくなれば出勤可能
- (5) 発熱等の症状があり、医療機関を受診し、医師の指示によりPCR検査を受けた
➡ PCR検査の結果が出るまでの間は、自宅待機（結果が陰性の場合には出勤可能）
- (6) 自らの意思（または職場からの指示）でPCR検査を受けた
➡ 結果が陰性の場合、就業制限（自宅待機期間）はなし

＜留意事項＞

PCR 検査の結果、陽性の場合の自宅待機期間は、保健所の指示に従ってください。

●上記（4）発熱等の症状に該当するかどうかの判断の目安としては、下記を参考としてください。

受診・相談センター（毎日 24 時間）、かかりつけ医など身近な医療機関に御相談いただく目安（電話のみ、来院は原則しないでください）

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。

① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

② 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）



滋 精 保 福 第 6 5 0 号
令和 3 年（2021 年）9 月 7 日

各地域医師会会長 様

滋賀県立精神保健福祉センター所長
(公 印 省 略)

かかりつけ医うつ病対応力向上研修会の開催について

平素は、本県の自殺・うつ病対策の推進に、格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記研修会について別紙要領に基づき開催いたします。

うつ病は不眠等の身体症状が自覚され、内科等のかかりつけ医や産業医に受診・相談するケースが多いとされていることから、貴会会員への当研修会の周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

〒525-0072

草津市笠山八丁目4番25号

滋賀県立精神保健福祉センター

保健福祉係 担当：西田、曾羽

TEL 077-567-5010

E-mail ec1003@pref.shiga.lg.jp

令和3年度 滋賀県かかりつけ医うつ病対応力向上研修会開催要領

1. 趣 旨

滋賀県では平成21年度から令和2年度まで、かかりつけ医や産業医の方を対象に、うつ病診療の知識・技術、専門医療との連携方法等について、理解を深めることにより、うつ病の早期発見・早期治療による自殺対策の一層の推進を図ることを目的にかかりつけ医うつ病対応力向上研修会を開催し、12年間でのべ507名の医師が研修を修了し滋賀県下で診療が行われています。

そこで、滋賀県内で診療をされている医師を対象に、うつ病の診療での疑問や悩みが解消することを目的に研修会を開催します。

2. 主 催 : 滋賀県立精神保健福祉センター、一般社団法人滋賀県医師会

3. 共 催 : 独立行政法人 労働者健康安全機構 滋賀産業保健総合支援センター
滋賀県立精神医療センター

4. 対 象 者 : 滋賀県内で診療をされている医師
(定員の都合上、初回参加の方を優先させていただきます。)

5. 研修日程・会場等

(1) 研修日程・会場

日 時	会 場	定 員	申込み締切日
令和3年11月28日(日) 9:00 ~ 12:30 (受付8:45~)	滋賀県立精神保健福祉センター (草津市笠山八丁目4-25)	35名	令和3年 10月29日(金)

(2) 内容

研 修 項 目	主な研修内容と講師
講義1 (9:00~10:00)	「かかりつけ医・産業医のための精神疾患の知識と治療方法、薬の作用と副作用について」 講師：なかじまクリニック 院長 中島 聡 氏
講義2 (10:00~11:00)	「産業保健とメンタルヘルス」 講師：古河AS株式会社 産業医 鹿田 潮 氏
講義3 (11:00~12:30)	「アルコール依存症の治療と地域連携」 「アルコール依存症当事者の体験談」 講師：精神医療センター 精神科部長 濱川 浩 氏 滋賀県断酒同友会 会長 松本 浩二 氏

上記研修時間は3.5時間です。

6. 研修修了証書

- (1) 研修を修了された方には、修了証書を交付します。
- (2) 研修修了者の名簿は本人の同意を得て、市町、保健所に提供します。併せて、県ホームページに掲載し、県民への周知を図ります。

7. その他

- ・ 本研修は、日本医師会生涯教育制度指定講習会 3.5 単位および日本医師会認定産業医制度産業医学研修 3.5 単位の対象となるよう申請中です。
- ・ ご参加される方はマスクの着用をお願いします。また、当日体調の悪い方についてはご参加を見合わせていただくよう、ご協力よろしく願いいたします。
- ・ 当日受付にて検温を実施させていただきます。37.5 度以上の方については、参加をご遠慮いただくことになります。ご理解ご協力お願いいたします。
- ・ コロナ感染拡大等の状況によっては研修を中止する場合がありますが、申込者の方には個別にご連絡をいたします。あわせてホームページにも掲載いたしますので、ご確認ください。

8. 参加申し込み【申し込み締切 10 月 29 日(金)】

- ・ 参加ご希望の方はメールにてご連絡ください。申込書をメールで送らせていただきますので必要事項を記載の上、メールにてご返信ください。FAX での申し込みは受け付けておりません。
- ・ 定員は 35 名です。申し込みは 10 月 4 日（月）より開始し、先着順に定員になり次第、締め切ります。
- ・ 参加申し込みを受理した後に、こちらより受講可否をメールで送付させていただきます。
- ・ コロナ感染症対策の都合により、期日を過ぎた場合のお申し込みはお受けすることができませんので、ご了承ください。

9. 申込先

滋賀県立精神保健福祉センター

〒525-0072 草津市笠山八丁目 4-25 TEL 077(567)5010

Mail ec1003@pref.shiga.lg.jp

2021（令和3）年 9月 吉日

滋賀県小児在宅医療体制整備事業 代表 口分田 政夫

滋賀県小児在宅医療体制整備事業 座学・実技研修会のご案内

平成27年度より滋賀県からの委託を受け、小児・重症心身障害児（者）在宅医療委員会を設置し、在宅医療の推進を目指して研修会、仕組みづくりを行って今年で6年目になります。その一環として、医療的ケアを要する小児・重症心身障害児（者）を診ていただける地域診療所のかかりつけ医や訪問看護ステーションの看護師、および、地域病院で緊急入院やレスパイトを受け入れていただく医師・看護師、学校や通所施設など生活の場でご支援いただける医師・看護師を養成するため、今年も座学・実技研修会を開催することとなりましたので、ぜひご参加ください。

研修は昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン研修で行います。またこれまで同日に実施していた実技研修は、別日に実施することとしましたので、重ねてご案内申しあげます。

【座学研修】

日 時：2021年10月24日（日曜日） ※座学研修と実技研修は別日になります。

時 間：9時45分～15時00分（9時30分オンライン開始）

開催方法：オンライン研修（zoomにて）

対象人数：50名程度まで（※一機関からのご参加は2名以内で調整をお願いします）

対象者：小児・重症心身障害児（者）を受け入れる予定、またはこれから受け入れようと思う地域診療所・病院・訪問看護ステーション、学校、通所施設などの医師・看護師、保健師など

* 参加費用は、無料です

* オンライン研修は zoom で行います。カメラ付きのパソコン／WEBカメラ搭載のパソコン／スマートフォン（非推奨）をご準備ください。スマートフォンの受講の際は事前に ZOOM アプリをダウンロードする必要があります

通信環境（Wi-Fi環境・容量制限がない）、集中できる環境をご準備ください

* 当日使用する（主催者より招待する際に使用）メールアドレスを申込書に必ずご記載ください。あわせて通信トラブル時のサポート用に使用する連絡先をご記載ください。

スケジュール・研修内容

9時30分～	オンライン開始
9時45分～	開催挨拶
9時50分～10時20分 (30分)	座学1 総論：研修目的、制度、障害特性など 講師 口分田 政夫（びわこ学園医療福祉センター草津 医師）
10時25分～10時55分 (30分)	座学2 呼吸障害とその対応 講師 柴田 実（滋賀県立小児保健医療センター 医師）

11 時 00 分～11 時 30 分 座学 3 消化管障害とその対応
(30 分) 講師 種子島 章男 (びわこ学園医療福祉センター草津 医師)

11 時 30 分～ 休憩 (12 時 45 分より午後の受付開始)

13 時 00 分～14 時 00 分 座学 4 特別講義 「 医療的ケア児のいのちの輝き 」
(60 分) 講師 國森 康弘 氏 (写真家・ジャーナリスト)
柴田 恵子 氏 (特定非営利活動法人 道 理事長)

14 時 10 分～15 時 30 分 座学 5 座談会
(80 分) 「 新型コロナ感染流行時の小児・重症児者在宅支援 」

15 時 30 分 閉会挨拶

【実技研修】

日 時：2021 年 11 月 21 日 (日曜日) ※座学研修と実技研修は別日になります。

時 間：13 時 30 分～16 時 00 分 (13 時 00 分受付衣開始)

開催場所：びわこ学園医療福祉センター草津

対象人数： 24 名程度まで (医師 10 名・看護師など 14 名程度)

対象者：座学研修を受けた方対象

13:00～ 受付

13:30 開会あいさつ (会議室)

13:40～14:10(30分) 人工呼吸器 (会議室)

14:15～14:45(30分) カニ्यूレ交換(会議室)

14:45～14:55(10分) 休憩

14:55～15:25(30分) 胃ろう交換・栄養注入(新リハビリ棟)

15:30～16:00(30分) 姿勢管理 (PT 室)

16:00 閉会の挨拶 アンケート提出(会議室)

* 参加当日は動きやすい服装でご参加下さい。

* マスクの持参をお願い致します。

* コロナウイルス感染症の状況によって中止する場合がありますのでご了承ください

* 座学研修と実技研修をどちらも受講された方は修了証をお渡しいたします。

* 研修単位

日本医師会生涯教育制度指定講習会として申請中

(取得単位については、研修会当日にお知らせします)

○ お問い合わせ：研修の申し込み FAX または QR コードにてお申し込みください

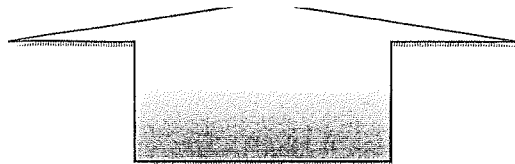
同封の別紙 FAX 用紙をご確認ください。〆切 10 月 11 日 (月) 17 時

滋賀県小児在宅医療体制整備事業運営委員会 事務局担当 武 居 ・ 大 橋

(びわこ学園医療福祉センター草津 内)

E-mail: kensyu_kusatsu@biwakogakuen.or.jp までご連絡ください。

TEL 077-566-0701 FAX 077-566-0308



FAX 077-566-0308

びわこ学園医療福祉センター草津 滋賀県 小児在宅医療体制整備事業 事務局 宛

滋賀県小児在宅医療体制整備事業

座学・実技研修会 参加申込書

申込締切：令和3年 10月 11日(月) 17時

座学研修 参加(10/25)		※参加なら○ 不参加なら×をご記入ください。 ※参加費は無料です ※座学研修はオンライン研修(ZOOM)になります。 通信機器をご準備、また通信環境をご確認の上お申し込みください。 ※実技研修は座学研修を受けた人に限ります。(24名まで) ※一機関からのご参加は2名までで調整をお願いします。
実技研修 参加(11/8)		※どちらも受講された方には受講修了証をお渡しします。 ※実技研修応募多数の場合は抽選になります。 実技研修抽選に外れた方は座学研修のみの参加は可能です。 その際は事務局からお知らせいたします。

申し込み日 令和 年 月 日

氏名	職種	お名前(ふりがな)	
所属事業所名			
連絡先		電話：	FAX：
e-mail アドレス			

必要事項をご記入のうえ、本票をそのままFAXまたはメールで申し込みください。

QRコードからの申し込みもできます。

QRコードからの方がメールの間違いもなく簡単です。

お問い合わせはびわこ学園医療福祉センター草津

担当：武居・大橋まで

TEL 077-566-0701

FAX 077-566-0308

E-mail kensyu_kusatsu@biwakogakuen.or.jp



日医発第 492 号（法安 95）
令和 3 年 9 月 22 日

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿

日本医師会
会長 中川 俊男



令和 3 年度 死亡時画像診断（Ai）研修会の開催について（ご案内）

死亡時画像診断（Ai）については、本年 6 月に閣議決定された「死因究明等推進計画」においても、引き続き、厚生労働省、日本医師会、関係学会が連携して研修内容を更に充実させることにより、死亡時画像診断を行う者の資質向上を図ることが明記されております。また、平成 27 年 10 月より施行された医療事故調査制度においても、事故調査の調査方法の一つとして Ai の実施が掲げられており、Ai に関する知識と技能を備えた人材の育成が望まれているところであります。

このような背景のもと、日本医師会では関連学会、団体との共同主催により死亡時画像診断（Ai）を適切に活用していくための基礎的な知識、技能の普及を目的として、医師・診療放射線技師を対象に、本年度は E-learning 形式により別添の要領で Ai 研修会を開催する運びとなりました。

つきましては、ご関心のある医師（会員、非会員を問いません）、診療放射線技師の方にお知らせいただきたく、ご案内申し上げます。

なお、申込み受付開始は、令和 3 年 11 月 22 日（月）午前 10:00～（但し、定員になり次第締切り）とさせていただきます。

受講申込みおよびお問い合わせ等の詳細につきましては、

○日本医師会ホームページ 医療安全・死因究明コーナー
URL: http://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/ai/

にも、準備が整い次第、掲載いたしますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

令和 3 年度 死亡時画像診断(A i)研修会のご案内 —E-learning 形式—

主催：日本医師会（申請中）、日本診療放射線技師会（申請中）、A i 学会
共催：日本医学放射線学会（申請中）、日本救急医学会（申請中）
後援：日本医学会（申請中）、日本病理学会、日本法医学会

「令和 3 年度 死亡時画像診断(A i)研修会」を E-learning 形式にて開催いたします。
本研修会の申込みにつきましては、日本医師会ホームページ「医療安全・死因究明」
コーナーより、オンラインにてお申込みください。

申込み受付開始日時：令和 3 年 11 月 22 日(月)午前 10:00～

実施日程・参加対象等

研修方法	E-learning 形式 講義動画を受講者専用サイトにてご視聴いただき、各科目ご視聴後に確認テストを実施します。
視聴期間	令和 3 年 12 月 6 日（月）午前 11 時から 令和 4 年 3 月 7 日（月）午後 3 時まで（予定）
参加対象	医師もしくは診療放射線技師
定 員	医師 300 名、診療放射線技師 300 名
参 加 費	無料
修 了 証	カリキュラムをすべて受講し、修了要件を満たした場合、視聴期間中、ご自身で修了証（PDF ファイル）をダウンロードしていただけます。
申込期間・締切り	令和 3 年 11 月 22 日（月）午前 10:00 より申込み受付開始 ＊但し、定員になり次第締切ります。
申込み方法	以下の研修会専用サイト申込ページより、オンラインにてお申し込みください。 URL: http://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/ai/
問い合わせ先	日本医師会 医事法・医療安全課 03-3942-6484（直通）

研修プログラム＝時間・科目・講師＝

共通項目

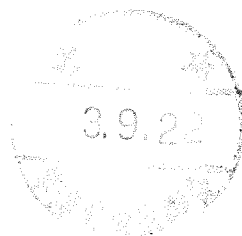
時 間	科 目
30 分	死亡時画像診断（A i）における基本事項 山本 正二（A i 情報センター 代表理事）
〃	死亡時画像診断（A i）に関する病理学 桂 義久（A i 学会 理事）
〃	死亡時画像診断（A i）における画像診断①（総論） 石田 尚利（東京大学医学部附属病院 放射線科）
〃	死亡時画像診断（A i）における法令・倫理 長谷川 剛（上尾中央総合病院 情報管理部）
〃	死亡時画像診断（A i）における画像診断②（小児） 小熊 栄二（埼玉県立小児医療センター 放射線科）
〃	死亡時画像診断（A i）に関する法医学 飯野 守男（鳥取大学医学部 法医学分野）
〃	死亡時画像診断（A i）における医療安全対策・感染対策 兼兒 敏浩（三重大学医学部附属病院 医療安全管理部）
〃	死亡時画像診断（A i）における画像診断③（経時的死後変化） 長谷川 巖（神奈川歯科大学 社会歯科学系 法医学講座 法医学分野）
〃	死亡時画像診断（A i）に関する救急医学 伊藤 憲佐（亀田総合病院 救命救急科）
〃	死亡時画像診断（A i）における個人識別 今泉 和彦（警察庁科学警察研究所 法科学第一部 生物第二研究室）

医師向け

時 間	科 目
30 分	医療事故、訴訟における死亡時画像診断（A i） 水沼 直樹（東京神楽坂法律事務所 弁護士）

診療放射線技師向け

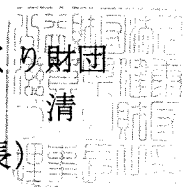
時 間	科 目
30 分	死亡時画像診断（A i）におけるCTと感染対策 片岡 由美（藤田医科大学病院 放射線部）
〃	死亡時画像診断（A i）におけるMRI（US含む） 小林 智哉（茨城県立医療大学 保健医療学部 放射線技術科学科）



公財滋健第78号
令和3年9月吉日

一般社団法人 草津栗東医師会
会 長 中 嶋 康 彦 様

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理 事 長 中 井 清
(結核予防会滋賀県支部長)



令和3年度複十字シール運動へのご協力について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当財団の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も結核予防のための複十字シール運動を別添実施計画に基づき実施いたします。

つきましては、本運動の推進について格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本運動の協力方につきまして、貴台からも各会員様にお願いいただきたく、依頼文等関係書類を下記のとおり送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

依頼文等関係書類 145 部

担当：総務部 三好
電話：077-536-5210
FAX：077-536-5211
E-mail：amiyoshi@kenkou-shiga.or.jp

令和3年度複十字シール運動実施計画

公益財団法人結核予防会

1 複十字シール運動の趣旨

複十字シール運動は、結核や肺がん・COPD（慢性閉塞性肺疾患）を含む胸部に関する疾患をなくして健康で明るい社会を作るための運動です。昭和27年以来70年間、各都道府県の結核予防会支部並びに全国結核予防婦人団体連絡協議会と連携し、結核等に関する知識の普及啓発と予防意識の向上並びに事業資金のための募金活動に努めてまいりました。

令和元年に新たに結核患者として登録された者の数（新規登録患者数）は14,460人、人口10万対比の結核罹患率は11.5に低下し、国内22県では結核罹患率10万対10を下回り、日本の低まん延国化はあと一步のところにあります。しかしながら、65歳以上の高齢者の患者割合は依然として高く、高まん延国から来日する外国出生者患者割合は20歳代において7割を超えるなど、高齢者と外国出生者の結核対策が重要になっています。

さらに、新型コロナウイルス感染を恐れての受診の自粛や健診の一時的中止の影響により、昨年は新規登録患者数が減少しました。世界でも同じ傾向がみられ、WHOは患者発見の遅れが結核による死亡の増加につながる可能性があると警告しています。

国内で新型コロナウイルス感染症がまん延する中においても、結核を含めた感染症対策の重要性を広く人々に伝えていかなければなりません。複十字シール運動の実施にあたっては、地域の感染状況に留意し、十分な感染予防対策を講じた上で、受診および診断の遅れによる結核の重症化予防、結核の正しい知識の普及に努めてまいります。

2 主 催 公益財団法人結核予防会

3 後 援 厚生労働省、文部科学省、公益社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会

4 運動期間 令和3年8月1日から12月31日まで

5 運動方法

1) 募金方法

- ①組織募金：支部と婦人会が中心となり、各自治体・保健所・事業所・学校・衛生団体等地域の各種団体に募金の協力を依頼する。
- ②郵送募金：個人・法人宛に、複十字シールと趣意書、リーフレット等を郵送して、募金の協力を依頼する。
- ③オンライン募金：ホームページ上からのクレジットカード決済等による募金。
- ④寄付型自動販売機：オリジナルラッピングされた寄付型自動販売機による募金。支部を募金窓口とする体制を整え、設置の推進を図る。

2) 複十字シール・封筒の製作

①複十字シール

採用図柄：イラストレーターによる図案一式、イメージキャラクター図案一式

種類・製作数：大型シール（イラストレーター図案 24 面） 101,950 枚

小型シール（イラストレーター図案 6 面） 1,032,350 枚

小型シール（シールぼうや図案） 139,600 枚

②封筒

種類：シール・封筒組合せ用

包装・制作数：1 包に封筒 3 枚、小型シール（イラストレーター図案）1 枚入 208,050 組

3) 広報・啓発活動等

- ①感染予防に留意した方法によるキャンペーン等を実施する。
- ②中央講習会等において、運動の担い手である婦人会会員の知識・意識の向上を図る。
- ③運動の周知と協力依頼の資材として、ポスター・リーフレットを制作・配布する。
- ④運動の周知と啓発用の資材として、シールぼうやイラスト入りのグッズを制作・配布する。

6 募金の使途予定

- 1) 結核予防の広報や教育資材の作成（普及啓発）
- 2) 開発途上国の結核対策・人材育成（国際協力）
- 3) 全国の結核予防団体の活動（事業助成）
- 4) 結核等の調査研究費

講演会・研修会等のご案内

第12回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
9月26日(日) 9:30～18:00 【中止】	産業医研修会	ニプロiMEP 草津市野路町3023番地	午前の部 ①「救命処置のトレンドとAEDの適正配置・危機管理体制の構築」(仮) 京都大学環境安全保健機構 健康管理部門 教授 石見 拓 先生 ②「職域の健康保持増進」(仮) 日本製鉄株式会社 関西製鉄所 産業医 安全環境防災部 安全健康室 部長代理 岩根 幹能 先生 午後の部 ①「産業医が知っておきたい！職域での転倒防止～高齢労働者の視点を含めて～」 滋賀県立大学 非常勤講師 Human works 代表 岩倉 浩司 先生 ②「産業医初心者でも行える復職支援」(仮) 京セラ(株)本社 総務統括本部 環境統括部 安全防災部 健康管理室 山田 達治 先生 ③「中小規模企業における産業医の役割 検診後対策、事故後対策」 きづきクリニック 院長 木築 野百合 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報7月号・FAXにて 案内済	日医生涯教育制度： (申請予定) 日医認定産業医制度： 基礎後期6.0単位 基礎実地1.5単位 生涯専門6.0単位 生涯実地1.5単位
9月28日(火) 14:30～15:30 【会場変更】	令和3年度死体検案研修会 (近江八幡市蒲生郡医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加可	近江八幡地域医療支援 センター 近江八幡市出町381	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
9月29日(水) 14:00～15:00 【中止】	令和3年度死体検案研修会 (彦根市医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加可	彦根市保健・医療複合施 設 くすのきセンター 彦根市八坂町1900-4	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
9月30日(木) 15:00～16:00	令和3年度死体検案研修会 (東近江市医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加可	彦東近江地域医療支援セ ンター 東近江市中小路町483-4	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
9月30日(木) 15:00～16:00	第2回小児救急医療地域医師研 修会(大津市医師会)	オンライン配信 接続アドレスは大津市医師会HP	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 樋口 嘉久 先生	滋賀県 医師会	会報8月号で案内	日医生涯教育制度申請予 定
10月21日(木) 14:00～15:00	令和3年度死体検案研修会 (守山野洲医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★ 10月28日(木) 14:30～15:30	第3回小児救急医療地域医師研 修会(東近江医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加可	東近江地域医療支援セン ター 東近江市中小町483-4	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 伊藤 英介 先生	滋賀県 医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度： (申請予定)
★ 10月28日(木) 15:00～16:00	第4回小児救急医療地域医師研 修会(湖北医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加可	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 成宮 正朗 先生	滋賀県 医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度： (申請予定)
★ 10月28日(木) 16:00～17:30	第3回産業医資質向上相互研修 会	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	「ストレスチェック後の対応について」 医療法人 安井医院 院長 安井 一清 先生	滋賀県 医師会	会報9月号で案内	日医生涯教育制度： (申請予定)
★ 10月30日(土) 16:00～17:00	第5回小児救急医療地域医師研 修会(甲賀湖南医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地 域医師会医療圏域の医師のみ参加可	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256番地	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 田中 直人 先生	滋賀県 医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度： (申請予定)
★ 11月4日(木) 15:00～16:30	第88回学校保健学校医研修会	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	「新型コロナウイルス感染症とメンタルヘルス」(仮題) バイオメンタルクリニック 院長 石黒 淳 先生	滋賀県 医師会	会報9月号で案内	日医生涯教育制度： (申請予定)

	開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
★	11月6日(土) 16:00～18:25	滋賀県医師会スポーツ医研修会 (日本医師会認定健康スポーツ医制度健康スポーツ医学再研修会)(秋期滋賀県スポーツ医会勉強会)	クサツエストピアホテル 草津市西大路町4-324	研修 ①「女性アスリートの健康問題」ビデオ研修 東京大学医学部附属病院女性診療科・産科 能 瀬 さやか 先生 ②「元裁判官からみた医事紛争について」～スポーツ事故関連を含めて～ おおみ法律事務所 弁護士 比 嘉 一 美 先生 弁護士 桂 充 弘 先生	滋賀県 医師会	会報9月号で案内	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定健康スポーツ医制度再研修2単位
	11月13日(土) 14:30～18:00	第37回滋賀医学会総会	琵琶湖ホテル 3階「瑠璃」 (Web配信併用)	テーマ「糖尿病診療の新展開」 講演 ①「インスリン発見100年糖尿病診療の現在・過去・近未来」 滋賀医科大学 内科学講座(糖尿病内分泌・腎臓内科) 教授 前川 聡 先生 ②「糖尿病性腎臓病の治療に希望の光が」 金沢医科大学 客員教授 社会医療法人誠光会 草津総合病院 病院長 古家 大祐 先生 ③「糖尿病性神経障害の診断と治療:現状と展望」 愛知医科大学医学部 先進糖尿病治療学寄付講座 教授 中村 二郎 先生	滋賀県 医師会	生涯教育担当 FAXにて案内予定	日医生涯教育制度 CC:63-1単位 CC:73-1単位 CC:76-1単位 日本内科学会認定総合内科専門医認定更新2単位 (申請中)
★	11月25日(木) 14:00～15:00	令和3年度死体検案研修会 (草津栗東医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加	草津市民総合交流センター 3階303会議室 草津市大路二丁目1-35	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
	11月26日(金) 14:00～15:00	第6回小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加可	彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)3F 彦根市八坂町1900番地4	テーマ「子どもの予防接種&アナフィラキシーを含む副反応」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 石上 毅 先生	滋賀県 医師会	地域医師会から案内	日医生涯教育制度: (申請予定)
	12月16日(木) 16:00～17:00	令和3年度死体検案研修会 (湖北医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
	12月23日(木) 15:00～16:00	令和3年度死体検案研修会 (大津市医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加	琵琶湖ホテル 3階瑠璃 大津市浜町2-40	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
	令和4年2月24日(木) 14:00～15:00	令和3年度死体検案研修会 (甲賀湖南医師会) ※コロナウイルス感染症対策のため、各地域医師会医療圏域の医師のみ参加	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「予防のための正しい診断－防ぎ得る死を減らすために－」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位

・ 9 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

総務資料 16

(令和3年9月15日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R3/ 9/17 (金)	滋賀県後期高齢者医療審査会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	未定	県	
R3/ 9/17 (金)	滋賀県無戸籍者支援関係団体・機関等連絡協議会	2:00 PM (～ 3:30 PM)	大津地方法務局会議室(大津びわ湖合同庁舎3階)	県	★
R3/ 9/18 (土)	近医連健康スポーツ医担当理事連絡協議会(Web会議)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	理事室	近医連	
R3/ 9/19 (日)	【中止】令和3年度滋賀県総合防災訓練	7:00 AM (～ 12:00 PM)	大津市内	県	
R3/ 9/21 (火)	第2回都道府県医師会長会議	3:00 PM (～ 5:00 PM)	配信会場: 日本医師会 参加会場: 会長室	日医	
R3/ 9/22 (水)	第13回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/ 9/24 (金)	第156回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会 →書面審議	(～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R3/ 9/24 (金)	第27回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症 担当理事連絡協議会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	Web対応: 理事室	日医	
R3/ 9/26 (日)	【中止】滋賀県医師会 産業医研修会	9:30 AM (～ 6:00 PM)	ニプロiMEP ニプロホール 草津市野路町3023	県医師会	
R3/ 9/28 (火)	令和3年度 死体検案研修会(近江八幡市蒲生郡医 師会)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	近江八幡地域医療支援センター(ア クティ近江八幡から変更)	県医師会	
R3/ 9/29 (水)	【中止】令和3年度 死体検案研修会(彦根医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター	県医師会	
R3/ 9/29 (水)	滋賀産業保健総合支援センター 令和3年度第1回 運営協議会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	WEB開催	関連団体	
R3/ 9/30 (木)	【延期】第7回滋賀県医療事故調査等支援団体連絡 協議会	2:00 PM (～)	3階会議室	県医師会	
R3/ 9/30 (木)	令和3年度 死体検案研修会(東近江医師会)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	東近江地域医療支援センター 多目 的室	県医師会	
R3/ 9/30 (木)	第2回小児救急医療地域医師研修会(大津市医師 会)Web開催	3:00 PM (～ 4:00 PM)	配信会場: 大津市医師会	県医師会	
R3/ 9/30 (木)	中絶審査・指定医師証手渡し	3:30 PM (～ 4:30 PM)	応接室	県医師会	★
R3/10/ 2 (土)	令和3年度全国医師会勤務医部会連絡協議会(Web 会議)	2:00 PM (～ 5:00 PM)	応接室	日医	
R3/10/ 2 (土)	近医連保険・介護保険担当理事合同連絡協議会 (Web会議)	2:30 PM (～)	3階会議室	近医連	
R3/10/ 5 (火)	令和3年度滋賀県周産期医療等協議会	6:00 PM (～ 6:45 PM)	県庁北新館5A もしくは Zoom参加	県	★
R3/10/ 6 (水)	第14回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/10/ 7 (木)	令和3年度地域エコチル調査運営協議会	2:00 PM (～ 3:00 PM)	キャンパスプラザ京都2階第一会議 室	その他	★
R3/10/ 8 (金)	都道府県医師会運動・健康スポーツ医学担当理事 連絡協議会(Web開催)	1:00 PM (～ 3:00 PM)	理事室	日医	★
R3/10/ 9 (土)	近医連学校医研究協議会 第1回理事会(Web開 催)	2:30 PM (～)	理事室	近医連	
R3/10/11 (月)	令和3年度滋賀県がん対策推進協議会 (ハイブリッド開催)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁北新館 5-C会議室 もしくは Zoom参加	県	★
R3/10/11 (月)	第7回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/10/12 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R3/10/14 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/10/17 (日)	リーダーシップ研修会	10:00 AM (～ 5:00 PM)	ホテル ポストプラザ草津びわ湖 12階 クロケット	県医師会	

68 ※ ★印は令和3年7月15日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・ 10月以降 行事予定表 ・

(令和3年9月15日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R3/10/20 (水)	第15回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/10/20 (水)	勤務医活動検討委員会	4:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/10/21 (木)	第157回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	(~)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R3/10/21 (木)	第2回全国医師会産業医部会連絡協議会(TV会議)	1:00 PM (~ 5:30 PM)	日本医師会小講堂 (Web対応: 応接室)	日医	★
R3/10/21 (木)	令和3年度 死体検案研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	守山市すこやかセンター	県医師会	
R3/10/21 (木)	中絶審査	5:00 PM (~ 5:30 PM)	応接室	県医師会	★
R3/10/22 (金)	滋賀県運営適正化委員会 第4回苦情解決合議体	9:15 AM (~ 12:30 PM)	県立長寿社会福祉センター	その他	★
R3/10/22 (金)	第5回公衆衛生委員会	1:30 PM (~ 3:30 PM)	応接室(オンライン開催)	日医	★
R3/10/22 (金)	令和3年度在宅医療関連講師人材養成事業(小児在宅医療分野)	2:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	国/県	
R3/10/22 (金)	第28回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (~ 5:30 PM)	Web対応: 理事室	日医	
R3/10/23 (土)	第4回近医連常任委員会(Web会議)	2:30 PM (~)	会長室	近医連	
R3/10/23 (土)	近畿ブロック衛生主管部長・府県医師会長合同連絡会議(Web会議)	3:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	近医連	
R3/10/28 (木)	全国学校保健・安全研究大会1日目	1:00 PM (~ 4:00 PM)	岡山 岡山シンフォニーホール	国	
R3/10/28 (木)	第3回小児救急医療地域医師研修会(東近江医師会)(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	
R3/10/28 (木)	第4回小児救急医療地域医師研修会(湖北医師会)(予定)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	北ピワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	県医師会	
R3/10/28 (木)	滋賀県医師会剖検・Aiシステム運営委員会(予定)	3:00 PM (~)	3階会議室	県医師会	★
R3/10/29 (金)	【中止】第52回全国学校保健・学校医大会「会長招宴」	(~)	岡山県	その他	
R3/10/29 (金)	全国学校保健・安全研究大会2日目	9:30 AM (~ 4:00 PM)	岡山 岡山シンフォニーホール	国	
R3/10/29 (金)	令和3年度滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会特別講演	2:30 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県警察本部 10階 会議室	その他	★
R3/10/30 (土)	第52回全国学校保健・学校医大会(Web会議)	10:00 AM (~ 6:00 PM)	Web対応: 会議室	日医	
R3/10/30 (土)	第5回小児救急医療地域医師研修会(甲賀湖南医師会)(予定)	4:00 PM (~ 5:00 PM)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256番地	県医師会	
R3/11/1 (月)	日本医師会設立74周年記念式典並びに医学大会	11:00 AM (~ 6:00 PM)	日本医師会	日医	★
R3/11/2 (火)	滋賀県循環器病対策検討会第2回心疾患領域検討部会(ハイブリッド開催)	6:00 PM (~ 8:00 PM)	県庁(調整中) もしくは Zoom参加	県	★
R3/11/4 (木)	第88回学校保健学校医研修会	1:30 PM (~ 4:30 PM)	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	県医師会	
R3/11/5 (金)	滋賀県循環器病対策検討会第2回脳血管疾患領域検討部会(ハイブリッド開催)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県庁(調整中) もしくは Zoom参加	県	★
R3/11/9 (火)	第8回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/11/9 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R3/11/10 (水)	第16回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	

69 ※ ★印は令和3年7月15日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・ 11月以降 行事予定表 ・

(令和3年9月15日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R3/11/11 (木)	(予定)医療安全・医の倫理資質向上に係る研修会	2:30 PM (～ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/11/12 (金)	近畿地方社会保険医療協議会総会(予定日)	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所?	国	
R3/11/12 (金)	第5回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R3/11/13 (土)	第37回 滋賀医学会総会	2:30 PM (～ 6:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R3/11/17 (水)	滋賀県たばこ対策推進会議	2:30 PM (～ 4:30 PM)	県庁 東館 大会議室	県	
R3/11/18 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	びわ湖大津プリンスホテル本館2階 「比叡」	県医師会	
R3/11/18 (木)	令和3年度滋賀県病院協会・滋賀県医師会連絡協議会	4:30 PM (～ 6:00 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海	関連団体	
R3/11/19 (金)	恩賜財団滋賀県済生会 第3回支部理事会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	
R3/11/20 (土)	近医連医療安全担当理事連絡協議会 →書面開催に変更	2:30 PM (～)	ホテルグランヴィア大阪(予定)	近医連	
R3/11/21 (日)	第3回死生懇話会	2:00 PM (～ 4:30 PM)	大津市内にて調整中	県	★
R3/11/24 (水)	第17回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/11/25 (木)	第158回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	(～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R3/11/25 (木)	中絶審査	11:00 AM (～ 12:00 PM)	応接室	県医師会	★
R3/11/25 (木)	令和3年度 死体検案研修会(草津栗東医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	草津市民総合交流センター 3階303会議室	県医師会	
R3/11/25 (木)	第2回滋賀県循環器病対策検討会(ハイブリッド開催)	2:00 PM (～)	県庁周辺にて調整中 もしくは Zoom参加	県	★
R3/11/26 (金)	第6回小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会) (予定)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)3F	県医師会	
R3/11/26 (金)	第29回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	Web対応:理事室	日医	
R3/11/27 (土)	日医女性医師支援・ドクターバンク連携ブロック別会議(Web会議)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	応接室	日医	
R3/11/28 (日)	令和3年度年度 滋賀県かかりつけ医うつ病対応力向上研修会	9:00 AM (～ 12:30 PM)	滋賀県立精神保健福祉センター (草津市笠山八丁目4-25)	関連団体	★
R3/11/28 (日)	第53回滋賀県国保地域医療学会	9:30 AM (～)	ピアザ淡海 3階 大会議室	関連団体	★
R3/11/28 (日)	滋賀の医療福祉を守り育てる県民フォーラム	2:00 PM (～ 4:45 PM)	ピアザ淡海ピアザホール	関連団体	★
R3/12/ 4 (土)	第13回JATEC滋賀コース(1日目)(予定)	8:40 AM (～ 6:45 PM)	ニプロiMEP 草津市野路町3023	県医師会	
R3/12/ 4 (土)	第6回近医連常任委員会	3:45 PM (～)	リーガロイヤルホテル大阪(予定)	近医連	
R3/12/ 4 (土)	近医連常任委員・保険担当理事合同懇談会	4:30 PM (～)	リーガロイヤルホテル大阪(予定)	近医連	
R3/12/ 4 (土)	近医連常任・保険担当理事合同懇親会	5:30 PM (～)	リーガロイヤルホテル大阪(予定)	近医連	
R3/12/ 5 (日)	第13回JATEC滋賀コース(2日目)(予定)	7:50 AM (～ 5:00 PM)	ニプロiMEP 草津市野路町3023	県医師会	
R3/12/ 5 (日)	令和3年度女性医師支援担当者連絡会	1:00 PM (～ 3:10 PM)	Web開催	日医	★
R3/12/ 9 (木)	都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会	1:30 PM (～ 3:00 PM)	オンライン開催	日医	★

70 ※ ★印は令和3年7月15日以降に追加した行事
 ※ ×印は中止・延期になった行事

・ 12月以降 行事予定表 ・

(令和3年9月15日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R3/12/9 (木)	第220回臨時代議員会(書面開催) → 開催無し、書面決議に変更	2:30 PM (~)	調整中	県医師会	★
R3/12/10 (金)	第9回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R3/12/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R3/12/15 (水)	第18回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R3/12/16 (木)	第7回小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会)(予定)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	すこやかセンター3階講習室	県医師会	
R3/12/16 (木)	令和3年度 死体検案研修会(湖北医師会)	4:00 PM (~ 5:00 PM)	北ビワコホテルグラツィエ	県医師会	
R3/12/17 (金)	第8回小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会)(予定)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	今津サンブリッジホテル	県医師会	
R3/12/17 (金)	第5回男女共同参画委員会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会 506会議室	日医	
R3/12/18 (土)	近医連災害時支援協定書に基づく訓練 事前打合せ会(Web開催)	2:30 PM (~)	理事室	近医連	
R3/12/21 (火)	第9回小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)(予定)(12/28から日程変更)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	近江八幡地域医療支援センター内多目的室	県医師会	
R3/12/23 (木)	第159回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	(~)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R3/12/23 (木)	令和3年度 国立大学法人滋賀医科大学学外有識者会議	1:30 PM (~ 3:30 PM)	滋賀医科大学(部屋は未定)	関連団体	★
R3/12/23 (木)	令和3年度 死体検案研修会(大津市医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル「瑠璃」	県医師会	
R3/12/24 (金)	第30回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:00 PM (~ 5:30 PM)	Web対応: 理事室	日医	
R4/ 1/11 (火)	第10回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 1/11 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R4/ 1/13 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	調整中	県医師会	
R4/ 1/19 (水)	第19回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 1/20 (木)	第160回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	(~)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R4/ 1/23 (日)	第70回近医連学校医研究協議会総会・第2回理事会	10:30 AM (~)	シェラトン都ホテル大阪(予定)	近医連	
R4/ 1/28 (金)	近畿地方社会保険医療協議会総会(予定日)	2:00 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所?	国	
R4/ 1/28 (金)	恩賜財団滋賀県済生会 第4回支部理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	
R4/ 1/28 (金)	令和3年度全国メディカルコントロール協議会連絡会(第2回)	2:00 PM (~ 5:00 PM)	Gメッセ群馬	国	
R4/ 1/29 (土)	第52回(近医連)近畿地区医師会共同利用施設連絡協議会	2:30 PM (~)	ホテル阪急インターナショナル(予定)	近医連	
R4/ 2/ 4 (金)	第7回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 2/ 5 (土)	第4回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	ABC-MART梅田ビル	近医連	
R4/ 2/ 8 (火)	第11回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 2/ 8 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	

71 ※ ★印は令和3年7月15日以降に追加した行事

※ ×印は中止・延期になった行事

・ R 4 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和3年9月15日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 2/ 9 (水)	第20回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 2/17 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 2/19 (土)	近医連産業保健担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	梅田スカイビル(予定)	近医連	
R4/ 2/20 (日)	マネジメント研修会	10:00 AM (～ 5:00 PM)	ピアザ淡海 305会議室	県医師会	
R4/ 2/24 (木)	第161回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	(～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R4/ 2/24 (木)	第6回男女共同参画委員会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	日本医師会 503会議室	日医	
R4/ 2/24 (木)	令和3年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
R4/ 3/ 3 (木)	近畿地方社会保険医療協議会総会(予定日)	2:00 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所?	国	
R4/ 3/ 4 (金)	第8回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 3/ 4 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 3/ 5 (土)	近医連救急災害医療担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	ホテルグランヴィア大阪(予定)	近医連	
R4/ 3/ 8 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/ 3/ 9 (水)	第21回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 3/11 (金)	第12回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 3/17 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 3/23 (水)	第22回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 3/24 (木)	第162回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	(～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R4/ 3/25 (金)	恩賜財団滋賀県済生会 第5回支部理事会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	
R4/ 4/ 2 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	梅田スカイビル タワーウエスト	近医連	
R4/ 4/ 8 (金)	第9回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 4/10 (日)	母体保護法指定医師研修会	1:00 PM (～ 4:10 PM)	未定	県医師会	
R4/ 4/14 (木)	第7回男女共同参画委員会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	日本医師会 会議室	日医	
R4/ 5/13 (金)	第10回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 3 (金)	第11回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 3 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R4/ 6/ 4 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	梅田スカイビル タワーウエスト	近医連	
R4/ 6/24 (金)	第12回近医連常任委員会	5:00 PM (～)	山の上ホテル	近医連	

草津栗東医師会・行事予定表

令和3年 10月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	金			
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			
6	水			
7	木	栗東市多職種事例検討会（WEB開催）	14：00～15：30	交流センター3階（本部）
8	金			
9	土			
10	日			
11	月			
12	火			
13	水			
14	木	地域職域医師会会長会議	14：30～16：00	
		草津栗東認知症連携カンファレンス（WEB配信）	18：30～20：00	南部健康福祉事務所（本部）
15	金	令和3年度第1回湖南医療圏域医療介護情報連携ネットワーク協議会	14：00～15：30	WEB会議
16	土			
17	日			
18	月			
19	火			
20	水	第192回 草津栗東医師会循環器研究会（WEB配信）	20：00～21：30	クサツエストピアホテル（本部）
		医師国保健康診断		済生会滋賀県病院
21	木	医師国保健康診断		済生会滋賀県病院
		栗東市多職種代表者会議（WEB開催）	15：00～17：00	
22	金	医師国保健康診断		済生会滋賀県病院
23	土	理事会	14：00～15：30	交流センター3階
24	日			
25	月			
26	火			
27	水			
28	木			
29	金	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会草津市準備委員会 設立総会・第1回総会	13：30～15：30	クサツエストピアホテル
30	土	例会・診療科紹介・CPC	14：00～16：30	済生会滋賀県病院
31	日	ゴルフ同好会		ジャパンエースGC